

住民監査請求（6月10日受付）の監査結果について

次の住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に基づき監査委員が監査を行いましたので、監査結果を公表します。

職員に対する出張旅費及び給与の支給に関するもの

経過

- 令和6年6月10日 職員措置請求書受付
令和6年6月14日 監査委員会議にて審議（要件審査）
令和6年7月10日 請求人及び監査対象局職員の陳述
令和6年7月31日 監査委員会議にて審議（結果決定）

監査請求の要旨

令和元年、令和5年及び令和6年の横浜市の教員による児童生徒へのわいせつ事案の裁判4件の傍聴に、教育委員会事務局の職員を動員（以下「本件職員動員」といいます。）したことについて、「動員された職員に支払われた出張旅費」及び「給与が動員された職員に支払われたこと」は「両方とも不正な公金の支出になる」ため、「横浜市の損害を賠償しなければならない」。

監査の結果**本件請求について、請求人の主張に理由がないと認めます。（棄却）**

＜監査委員の判断＞

- 本件職員動員について
監査結果公表文10ページから11ページまでに記載のとおり
- 本件各出張命令について
監査結果公表文11ページから12ページまでに記載のとおり
- 本件職員動員に基づく公金の支出について
監査結果公表文13ページから15ページまでに記載のとおり

以上のことから、本件職員動員により出張した職員に対する監査対象期間における出張旅費の支給及び当該出張の期間に係る1時間当たりの給与額を減額せずに支給したことについては違法又は不当な財務会計上の行為に該当するとは言えず、請求人の主張には理由がないと判断しました。

＜意見＞（監査結果公表文15ページから16ページまでに記載）

まず、検証結果において、本件職員動員が、憲法違反ではないが公開裁判の原則の趣旨に反する行為であるとされたこと及び教育委員会として行うべき職務の範囲を逸脱しており、その意味において地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に反し、違法であるとされたことは、教育委員会において重く受け止めるべきです。

本件請求に関し、教育委員会は、法第199条第8項の規定に基づく監査委員からの質問及び書類の提出依頼に対して、「検証チーム」の検証中であることを理由にして、法第242条第6項に定める期間間際まで書類を提出せず、また、対応方針も示しませんでした。

このことは、時間的な制約のある住民監査請求の監査において、監査委員が余裕のない中で判断せざるを得ない状況につながり、監査過程に重大な影響を与えたと言わざるを得ず、大いに反省を求めます。

また、本件職員動員による出張命令は、外部からの問合せにより調査し、見直されるまで、組織的に継続して行われていました。検証結果において、「教育長及び各学校教育事務所長の本件動員の意思決定」の法的問題については結論を得るに至っていないことから、教育委員会においては、検証結果も踏まえて、本件職員動員の問題点を明らかにし、再発防止に向けた抜本的な改善につながる取組をされるよう求めます。

教育委員会は、横浜市立小中学校506校、教職員数2万人を超える巨大組織であり、組織運営に当たり苦勞されることも多くあろうと想像します。そのような中でも、教職員は、約26万人の児童生徒と真摯に向き合い、児童生徒が健やかに育つてゆくための取組を熱心に行っていくことが必要です。

本件請求を契機に、市民の教育委員会への信頼回復のため、今後の組織風土改革に期待します。

【参考：住民監査請求の監査結果（一覧）】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/kansa/kekka/kekka-ju.html>

【参考】地方自治法抜粋
(住民監査請求)

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2～4 省略

5 第1項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

6～11 省略

お問合せ先

監査事務局監査管理課長 尾崎 太郎 Tel 045-671-3354

第1 監査の結果

本件請求について、請求人の主張に理由がないと認めます。

第2 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

令和6年6月10日

3 請求の内容

請求の内容は、別紙1のとおりです。

4 要件審査

監査委員は、令和6年6月14日に要件審査を行い、本件請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施することを決定しました。

第3 監査の実施

1 監査対象事項の決定

令和元年、令和5年及び令和6年の横浜市の教員による児童生徒へのわいせつ事案の裁判4件（以下「本件裁判」といいます。）の傍聴について、教育委員会事務局の職員（会計年度任用職員を含む。以下「事務局職員」といいます。）を動員（以下「本件職員動員」といいます。）し、その出張した職員に対する令和5年6月11日から令和6年6月10日まで（以下「監査対象期間」といいます。）の出張旅費の支給及び当該出張の期間に係る1時間当たりの給与額を減額せずに支給したことが、違法又は不当な財務会計上の行為に該当するか否かを監査対象事項としました。

なお、本件請求は、令和元年からの本件職員動員により出張した事務局職員に対する出張旅費及び当該出張の期間に係る給与の支出についての請求であるところ、住民監査請求

は、法第242条第2項の規定により当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができないと規定されていることから、請求のあった日以前1年間における本件職員動員により出張した事務局職員に対する出張旅費の支給及び当該出張の期間に係る1時間当たりの給与額を対象として監査を実施することとします。

2 監査対象局

教育委員会事務局を監査対象局としました。

3 証拠の提出及び陳述の聴取

監査委員は、法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和6年7月5日及び同月13日に追加の証拠の提出を受けるとともに、令和6年7月10日に陳述を聴取しました。

また、監査委員は、令和6年7月3日に監査対象局から見解書（別紙2のとおり）の提出を受けるとともに、令和6年7月10日に監査対象局職員から陳述を聴取しました。

その後、令和6年7月26日に監査対象局から「公判傍聴への職員動員にかかる検証結果報告書」及び「公判傍聴への職員動員にかかる検証結果報告書を受けた対応について」の提出を受けました。

第4 監査の結果

1 請求人及び監査対象局職員の陳述

請求人及び監査対象局職員から聴取した陳述内容は、別紙3のとおりです。

2 事実関係の確認

請求人からの提出書面及び請求人の陳述、監査対象局からの提出書面及び監査対象局職員の陳述並びに監査委員の調査により、監査対象事項について、次の事実を認めました。

(1) 本件職員動員について

監査対象局では、横浜地方裁判所で行われた本件裁判の公判について、平成31年4月に被害者側を支援する団体（NPO法人）からの要請を受け、児童生徒に関するプライバシー情報への配慮を目的として、法廷の傍聴席を埋めるために事務局職員に傍

聴を呼びかけ、本件職員動員を行いました。

傍聴の呼びかけは、平成31年4月9日に教育委員会事務局人権健康教育部人権教育・児童生徒課から教育長に説明の上、公判期日ごとに学校教育事務所から依頼文書（以下「傍聴依頼文書」といいます。）を発出する方法で行われ、学校教育事務所長から関係部長宛てとなっていました。

傍聴依頼文書では、「教育委員会（事務局）としては、以下のとおり応援体制を設けます。」として、各方面別の学校教育事務所、人権健康教育部及び教職員人事部等に対して、応援人数が割り当てられていました。

なお、令和6年5月20日付「不祥事案にかかる公判への傍聴について（通知）」により、今後は、裁判の公益性に鑑み、教育委員会として関係部署への傍聴の協力依頼を行わないことが教育委員会事務局教職員人事部教職員人事課長から各方面別の学校教育事務所長宛てに通知されました。

(2) 事務局職員の出張旅費について

事務局職員の出張については、任命権者である教育委員会又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項及び教育長に委任する事務等に関する規則(昭和29年2月横浜市教育委員会規則第1号)第2条の規定により、その権限に属する事務の委任を受けた教育長の権限で出張命令及び出張旅費の支給の決定を行い、支出命令権者である市長に対して支出命令を出すよう請求します。

事務局職員の市内出張については、横浜市教育委員会事務局等専決規程(平成3年3月横浜市教育委員会達第1号)第7条第1項第10号の規定により教育委員会事務局の課長及び室長(以下「事務局課長」といいます。)が専決します。

職員が出張したときは、横浜市職員服務規程(平成21年3月達第3号)第6条の規定により、復命書又は口頭により復命することとなっています。

職員が公務により出張したときは、横浜市旅費条例(昭和23年10月横浜市条例第73号)等の規定に基づき、旅費が支給されます。

事務局職員の出張旅費の支出命令は、法第232条の4第1項の規定により、市長の権限で行います。

庶務事務システムを利用する職員等に係る旅費(集約化事務に係るものに限る。)の支給に関する事務については横浜市事務分掌規則(昭和27年10月横浜市規則第68号)及

び横浜市事務決裁規程（昭和47年8月達第29号）別表第1の規定により、支出命令に関することは課長専決事項です。

また、市長が行う教育事務等については、法第180条の2及び市長の管理執行する教育事務等についての教育次長等の補助執行に関する規程（昭和48年3月達第9号）の規定に基づき、一部を除き教育次長その他の職員が補助執行し、横浜市事務決裁規程その他の市の諸規程の定めるところにより処理することとなっており、横浜市事務決裁規程別表第1の規定により、支出命令に関することは課長専決事項です。

そのため、事務局職員の出張旅費に係る支出命令については、事務局課長（庶務事務システムを利用する職員の出張旅費に係るもの（集約化事務に係るものに限る。以下同じ。））にあつては横浜市事務分掌規則第3条人事部の項労務課の部第10号の規定により総務局人事部労務課の課長）が行います。

<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋） （事務の委任等） 第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。 （第2項から第4項まで省略）</p>
<p>地方自治法（抜粋） 第180条の2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。 （支出の方法） 第232条の4 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。 （第2項省略）</p>
<p>教育長に委任する事務等に関する規則（抜粋） （教育長に委任する事務） 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項及び教育委員会事務の委任等に関する規則（昭和28年10月横浜市教育委員会規則第4号）第2条に定めるものを除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。 （1） 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。 （2） 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関すること。 （3） 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃に関すること。</p>

<p>(4) 法第 29 条に規定する教育予算その他議会の議決を経るべき事件についての意見申出に関すること。</p> <p>(5) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(6) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。</p> <p>(7) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の懲戒及び分限に関すること。</p> <p>(8) 法令または条例に定めのある附属機関の委員の委嘱に関すること。</p> <p>(9) 教科書の採択に関すること。</p> <p>(10) 通学区域の設定及び変更に関すること。</p> <p>(11) 文化財の指定及びその解除に関すること。</p> <p>(12) 表彰に関すること。</p> <p>(13) 不服申立て(教育長に委任された行政処分に係るものを除く。次条第 1 項において同じ。)及び訴訟等に関すること。</p> <p>(14) 行政文書及び個人情報の開示決定等に関すること。</p> <p>(15) 学校運営協議会の設置及び委員の任命に関すること。</p> <p>(16) 前各号に掲げる事項に係る請願及び陳情に関すること。</p>
<p>横浜市教育委員会事務局等専決規程 (抜粋) (事務局課長共通専決事項)</p> <p>第 7 条 事務局課長が専決することができる事項は、次のとおりとする。 (第 1 号から第 9 号まで省略)</p> <p>(10) 職員の市内出張に関すること。 (第 11 号及び第 2 項省略)</p>
<p>横浜市職員服務規程 (抜粋) (出張及び復命)</p> <p>第 6 条 (第 1 項省略)</p> <p>2 職員は、上司に随行した場合を除き、出張が終了した場合は、復命書を作成し、命令者に提出しなければならない。ただし、軽易な出張の場合又は特に命令者が認めた場合には、口頭により復命することができる。</p>
<p>市長の管理執行する教育事務等についての教育次長等の補助執行に関する規程 (抜粋) (補助執行)</p> <p>第 1 条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の 2 の規定に基づき、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務等については、財産(横浜市物品規則(令和 6 年 3 月横浜市規則第27号)第 4 条(3)に定める物品及び地方自治法第240条第 1 項に定める債権を除く。)の売却、譲渡その他の処分に関することを除き、教育委員会事務局の教育次長その他の職員をして補助執行させる。</p> <p>(教育委員会事務局の教育次長等の事務処理)</p> <p>第 2 条 教育委員会事務局の教育次長、部長、学校教育事務所長、担当部長、課長、室長及び担当課長は、前条の規定により補助執行する事務(以下「補助執行事務」という。)を、次条に規定するものを除くほか、横浜市事務決裁規程(昭和47年 8 月達第29号)その他市の諸規程の定めるところにより処理しなければならない。</p>
<p>横浜市事務分掌規則 (抜粋)</p>

<p>第3条 総務局の事務分掌は、次のとおりとする。 (危機管理室からコンプライアンス推進室まで省略)</p> <p>人事部 (人事課省略)</p> <p>労務課 (第1号から第9号まで省略)</p> <p>(10) 庶務事務システムを利用する職員等に係る旅費(集約化事務に係るものに限る。)の支給に関する事。</p>																			
<p>横浜市事務決裁規程(抜粋)</p> <p>別表第1</p> <p>8 出納その他財務に係る事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市長決裁事項</th> <th>副市長専決事項</th> <th>局長専決事項</th> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(6) 支出命令に関する事。 (7) 適格請求書の交付に関する事。</td> </tr> </tbody> </table>					市長決裁事項	副市長専決事項	局長専決事項	部長専決事項	課長専決事項	(省略)									(6) 支出命令に関する事。 (7) 適格請求書の交付に関する事。
市長決裁事項	副市長専決事項	局長専決事項	部長専決事項	課長専決事項															
(省略)																			
				(6) 支出命令に関する事。 (7) 適格請求書の交付に関する事。															

(3) 事務局職員の給与について

会計年度任用職員を除く教育委員会事務局の職員の給与については、横浜市一般職職員の給与に関する条例(昭和26年3月横浜市条例第15号)に基づき、市長が支給します。

給料は、横浜市一般職職員の給与に関する条例第7条の規定により、毎月1回、市長の定める日に、その月の月額的全額を支給することになってはいますが、職員がその職務に従事しないときは、横浜市一般職職員の給与に関する条例第13条の規定に基づき、その職務に従事しない1時間につき、同条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額します。

なお、教育委員会事務局に勤務する会計年度任用職員の給与についても、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月横浜市条例第24号)に同種の規定があります。

事務局職員への給与の支給に関する事については、法第180条の2、市長の管理執行する教育事務等についての教育次長等の補助執行に関する規程及び横浜市事務決裁規程別表第1の規定により、課長専決事項となっています。

事務局職員を含む職員の給与に関する事は、原則として横浜市人事給与オンラインシステムで管理されており、人事労務主管課長(教育委員会事務局においては横浜市教育委員会事務局事務分掌規則(平成22年3月教育委員会規則第11号)第2条総務部の款

職員課の項職員係の部第1号に掲げる事務を分掌する教育委員会事務局総務部職員課長)が月の初日から末日までの勤務実績及び勤怠状況についてオンライン入力処理を行い、給与の支給に係る支出命令については横浜市事務分掌規則第3条人事部の項労務課の部第1号の規定により総務局人事部労務課長が行います。

横浜市一般職職員の給与に関する条例 (抜粋)

(給料の支給方法)

第7条 給料は、毎月1回、市長の定める日に、その月の月額的全額を支給する。ただし、市長が特に必要と認めた場合には、月の初日から15日まで及び月の16日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給することができる。

(欠勤等の場合の給料)

第13条 職員が、その職務に従事しないときは、人事委員会規則で定める場合を除く外、その職務に従事しない1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当りの給与額を減額する。

(勤務1時間当りの給与額の算出)

第19条 勤務1時間当りの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額及び特殊勤務手当の月額の合計額を1月の勤務時間で除した額とする。

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則 (抜粋)

(事務分掌)

第2条 部、事務所、課、室及び係の事務分掌は、次のとおりとする。この場合において、教育長は、別表の規定にかかわらず、各学校教育事務所の管轄する学校について、必要に応じて変更することができる。

総務部

(総務課及び教育政策推進課省略)

職員課

職員係

- (1) 事務局及び教育機関(横浜市立学校条例(昭和39年3月横浜市条例第19号)第2条に規定する学校(以下「学校」という。)を除く。次号及び第3号において同じ。)の職員の人事及び給与、勤務条件その他の労務に関すること。

(第2号から第6号まで省略)

横浜市事務分掌規則 (抜粋)

第3条 総務局の事務分掌は、次のとおりとする。

(危機管理室からコンプライアンス推進室まで省略)

人事部

(人事課省略)

労務課

- (1) 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること。

(第2号から第12号まで省略)

横浜市事務決裁規程 (抜粋)

別表第1

5 予算の編成及び執行に係る事項

市長決裁事項	副市長専決事項	局長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
(省略)				
				(11) 支払金額の確定している諸給与金その他の支出に関すること(総務局人事部労務課長、港湾局総務部経理課長(埋立事業会計に係るものに限る。)、教育委員会事務局教職員人事部教職員労務課長)。

(4) 本件職員動員に係る出張命令について

監査対象局からの報告によれば、本件職員動員による出張について、333件の市内出張命令(以下「本件各出張命令」といいます。)がありました。また、本件各出張命令は、出張した職員の所属に対応した専決権者において行われていました。

なお、本件裁判の傍聴には、本件各出張命令による出張のほか、人事担当部門の職員が事案の経過の記録等のため出張していました。

本件各出張命令の概要は、以下のとおりです。

公判時期	公判回数	出張人数 (延べ人数)	所属	職種	出張命令 の件数
令和元年度	3回	66人	教職員人事部、人権健康教育部及び学校教育事務所	行政職員及び会計年度任用職員	49件
令和5年 12月	1回	38人	教職員人事部、人権健康教育部及び学校教育事務所	行政職員及び会計年度任用職員	25件
令和6年 1月	2回	87人	学校教育企画部、教職員人事部、人権健康教	行政職員及び会計年度任用職員	61件

			育部及び学校教育事務所		
令和6年 2月	1回	43人	学校教育企画部、教職員人事部、人権健康教育部及び学校教育事務所	行政職員及び会計年度任用職員	33件
令和6年 3月	3回	131人	学校教育企画部、教職員人事部及び学校教育事務所	行政職員及び会計年度任用職員	118件
令和6年 4月	1回	49人	学校教育企画部、教職員人事部及び学校教育事務所	行政職員及び会計年度任用職員	47件
合計	11回	414人			333件

(5) 本件職員動員に基づく公金の支出について

ア 本件職員動員に基づく出張旅費の支給について

監査対象局からの報告によれば、監査対象期間において、本件職員動員により出張した事務局職員に支給され、又は支出命令があった出張旅費の総額は、88,636円でした。本件各出張命令に係る出張旅費の支出命令は、出張した職員の所属に対応した事務局課長（庶務事務システムを利用する職員の出張旅費に係るものにあつては総務局人事部労務課担当課長）において行われていました。

イ 本件職員動員により出張した期間に係る給与額について

監査対象局からの報告によれば、本件職員動員により出張した職員の1回の公判期日に係る出張時間は、おおむね3時間で、監査対象期間における当該職員に係る横浜市一般職職員の給与に関する条例第19条及び横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第13条による当該出張した期間に係る勤務1時間当たりの給与額の総額は、2,960,802円でした。

本件職員動員により出張した職員に対する当該出張した期間に係る勤務1時間当たりの給与額を含む給与の支給に係る支出命令は、教育委員会事務局総務部職員課長に

よる横浜市人事給与オンラインシステムへのオンライン入力の内容に基づき総務局人事部労務課長において行われていました。

横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（抜粋）

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第13条 日額による基本報酬の支給を受けるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、その者の受ける基本報酬の日額をその者について定められた1日の勤務時間で除して得た額とする。

2 月額による給料等の支給を受ける会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、常勤職員の例（基本報酬にあつては、常勤職員の給料の例）により算出して得た額とする。

ウ 「公判傍聴への職員動員にかかる検証結果報告書」及び同報告書を受けた監査対象局の対応について

監査対象局では、複数の弁護士による「検証チーム」を設置し、本件職員動員及びそれに基づく公金の支出等についての検証が行われ、令和6年7月26日に「検証チーム」から「公判傍聴への職員動員にかかる検証結果報告書」により結果（以下「検証結果」といいます。）が報告されました。

検証結果を受けて、監査対象局から同日に「旅費相当額については、前教育長をはじめ関係部長以上の職員が自主的に返納する」ことが「公判傍聴への職員動員にかかる検証結果報告書を受けた対応について」において、監査委員に対して報告され、令和6年7月29日に127,622円が横浜市に対して返納されたことが、令和6年7月26日付寄附申出書及び同月29日付の領収日付印のある「納入通知書兼領収書」により確認されました。

3 監査委員の判断

以上を踏まえ、監査委員は、次のとおり判断しました。

(1) 本件職員動員について

検証結果において、本件職員動員は、公開裁判の原則の趣旨に反する行為であり、また、教育委員会として行うべき職務の範囲を逸脱しており、その意味において地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に反し、違法であると評価されました。

監査対象局の説明によれば、本件職員動員は、児童生徒に関するプライバシー情報への配慮を目的として、法廷の傍聴席を埋めるために行われたものであるから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に掲げる教育委員会の職務権限に直接該当

するものではない違法なものであると評価せざるを得ません。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第 21 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- (1) 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- (3) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (4) 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- (5) 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- (6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- (7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- (8) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- (9) 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- (10) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- (11) 学校給食に関すること。
- (12) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- (13) スポーツに関すること。
- (14) 文化財の保護に関すること。
- (15) ユネスコ活動に関すること。
- (16) 教育に関する法人に関すること。
- (17) 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- (18) 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(2) 本件各出張命令について

教育委員会は、その職務を遂行するために合理的な必要性がある場合には、その裁量により、補助職員に対して出張命令を発することができますが、裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、当該出張命令は違法となるというべきです。このことは、出張命令が委任を受けるなどして出張命令の権限を有するに至った職員により発せられる場合にも同様に当てはまるものと解されます（最高裁判所平成17年3月10日第一小法廷判決参照）。

本件各出張命令は、学校教育事務所長から関係部長宛てに発出された傍聴依頼文書を

受けて、出張した職員の所属に対応した専決権者により行われたものです。

本件職員動員は、教育委員会の職務権限に直接該当するという事はできず、刑事訴訟における被害者情報の保護については、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 290 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により当該事件の被害者側からの申出に基づき被害者特定事項（同条第 1 項に規定する被害者特定事項をいいます。）を公開の法廷で明らかにしない旨の裁判所の決定を受ける等、本件職員動員以外の方法もあったと考えられること及び各公判期日において被害生徒児童の氏名や学校名は明らかにされていなかったことが確認されていることから、本件各出張命令に合理的な必要性があったということもできません。

監査対象局においては、外部からの問合せにより事実関係を確認し、見直されるまで、本件職員動員による出張命令が組織的に継続して行われており、それについては、令和 6 年 5 月 22 日市会常任委員会で監査対象局も行き過ぎた行為であったと認めています。

そのため、本件各出張命令には、裁量権を逸脱し、又は濫用した違法があるというべきです。

しかし、本件各出張命令については、前記 2 (4) のとおり、出張した職員の所属に対応した専決権者において行われているため、権限のある者により行われ、監査対象局からの報告によれば、出張した職員の全員から復命が行われています。

また、本件各出張命令の法的な課題や公務の位置づけの可否などについて、監査対象局において「検証チーム」で検証を行う必要があったことも踏まえると、本件各出張命令の瑕疵は、何人の判断によっても外形上客観的に明白であるとまでは言い切れません。

そのため、本件各出張命令は、違法ではあるものの、重大かつ明白な瑕疵があるとまで言うことはできません。

最高裁判所平成 17 年 3 月 10 日第一小法廷判決（抜粋）

(1) 本件旅行命令の適否について

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の公務を遂行するために合理的な必要性がある場合には、その裁量により、補助機関である職員に対して旅行命令を発することができるが、上記裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、当該旅行命令は違法となるべきである。このことは、旅行命令が普通地方公共団体の長から委任を受けるなどしてその権限を有するに至った職員により発せられる場合にも、同様に当てはまるものと解される。

刑事訴訟法（抜粋）

第 290 条の 2 裁判所は、次に掲げる事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から

申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項（氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

（第1号から第3号まで及び第2項省略）

- ③ 裁判所は、第一項に定めるもののほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認められる事件を取り扱う場合において、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

(3) 本件職員動員に基づく公金の支出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めるものであるところ、同法では、地方公共団体の長の権限で行うこととなっている財務会計上の事務を除き、教育に関する事務の広範な事項が教育委員会の権限に属する事務となっています。

このような教育委員会と地方公共団体の長との権限の配分関係にかんがみると、地方公共団体の長は、独立した機関としての教育委員会の有する固有の権限内容に属する事項については、著しく合理性を欠き、これに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、その内容に応じた財務会計上の措置を執る義務があると解するのが相当であって、地方公共団体の長の有する予算の執行機関としての職務権限には、おのずから制約が存するというべきです（最高裁判所平成4年12月15日第三小法廷判決参照）。

本件各出張命令は、教育委員会又は教育長の権限により発せられたものであり、教育委員会がその独自の権限に基づいて発した出張命令については、市長は指揮監督等の権限を有しないことから、重大かつ明白な瑕疵がない限り、市長は、その内容に応じた財務会計上の措置を執ることになります（最高裁判所平成4年12月15日第三小法廷判決及び最高裁判所平成15年1月17日第二小法廷判決参照）。

最高裁判所平成4年12月15日第三小法廷判決（抜粋）

地方自治法242条の2の規定に基づく住民訴訟は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による同法242条1項所定の財務会計上の違法な行為又は怠る事実の予防又は是正を裁判所に請求する権能を住民に与え、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とするものである（最高裁昭和51年（行ツ）第120号同53年3月30日第一小法廷判決（中略）参照）。そして、同法242条の2第1項4号の規定に基づく代位請求に係る当該職員に対する損害賠償請求訴訟は、このような住民訴訟の一類

型として、財務会計上の行為を行う権限を有する当該職員に対し、職務上の義務に違反する財務会計上の行為による当該職員の個人としての損害賠償義務の履行を求めるものにほかならない。したがって、当該職員の財務会計上の行為をとらえて右の規定に基づく損害賠償責任を問うことができるのは、たといこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、右原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当である。

右のような教育委員会と地方公共団体の長との権限の配分関係にかんがみると、教育委員会がした学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する処分（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条3号）については、地方公共団体の長は、右処分が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、右処分を尊重しその内容に応じた財務会計上の措置を採るべき義務があり、これを拒むことは許されないものと解するのが相当である。けだし、地方公共団体の長は、関係規定に基づき予算執行の適正を確保すべき責任を地方公共団体に対して負担するものであるが、反面、同法に基づく独立した機関としての教育委員会の有する固有の権限内容にまで介入し得るものではなく、このことから、地方公共団体の長の有する予算の執行機関としての職務権限には、おのずから制約が存するものというべきであるからである。

最高裁判所平成15年1月17日第二小法廷判決（抜粋）

地方公務員法の規定によれば、地方公共団体の職員は、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないものとされており（同法32条）、上司の職務命令に重大かつ明白な瑕疵がない限り、これに従う義務を負うものと解される。上記服務関係からすれば、地方公共団体の職員が職務命令である旅行命令に従って旅行をした場合には、職員は、旅行命令に重大かつ明白な瑕疵がない限り、当該旅行に対して旅費の支給を受けることができ、それが不当利得となるものではない。

ア 出張旅費について

本件各出張命令による出張旅費の支出命令については、出張した職員の所属に応じた事務局課長又は総務局人事部労務課担当課長により決裁され、関係法規に基づき支給されています。

また、本件各出張命令に従い出張した職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条の規定に基づき職務上の命令に従い出張したものであり、本件各出張命令が違法であることを認識していたなどの事情も存在しません。

前記(2)のとおり、本件各出張命令に重大かつ明白な瑕疵はないことから、本件各出張命令に従い出張した職員が出張旅費を受領したことについて、不当に利得しているということとはできないし、本件職員動員による出張旅費の支出命令は財務会計法規上の義務に違反するものではありません。

なお、令和6年7月29日に、前教育長をはじめ関係部長以上の職員から本件職員動員に基づく出張旅費に相当する額127,622円が横浜市に対して自主的に返納されたこ

とが確認されました。

地方公務員法（抜粋）

（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

第 32 条 職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

イ 給与について

本件各出張命令は、職員に対し職務を離脱させる意図をもって行われたものではなく、本件各出張命令による出張は、職員が故意に職務を放棄する目的で行ったものでもありません。

本件各出張命令に重大かつ明白な瑕疵はないことから、当該出張の期間に係る 1 時間当たりの給与額を減額せずに支給したことについても、本件各出張命令に従って出張した職員には労務の対価として当該出張の期間を含む給与を受ける法律上の原因があり、横浜市一般職職員の給与に関する条例第 13 条及び横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 12 条の規定を適用して給与額を減額する理由はありません。

横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

（欠勤等の場合の給与）

第 12 条 会計年度任用職員が、その職務に従事しないときは、規則で定める場合を除くほか、その職務に従事しない 1 時間につき、次条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

4 結論

以上のことから、本件職員動員により出張した職員に対する監査対象期間における出張旅費の支給及び当該出張の期間に係る 1 時間当たりの給与額を減額せずに支給したことについては違法又は不当な財務会計上の行為に該当するとは言えず、請求人の主張には理由がないと判断しました。

5 意見

まず、検証結果において、本件職員動員が、憲法違反ではないが公開裁判の原則の趣旨に反する行為であるとされたこと及び教育委員会として行うべき職務の範囲を逸脱しており、その意味において地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条に反し、違法であるとされたことは、教育委員会において重く受け止めるべきです。

本件請求に関し、教育委員会は、法第199条第8項の規定に基づく監査委員からの質問及び書類の提出依頼に対して、「検証チーム」の検証中であることを理由にして、法第242条第6項に定める期間間際まで書類を提出せず、また、対応方針も示しませんでした。

このことは、時間的な制約のある住民監査請求の監査において、監査委員が余裕のない中で判断せざるを得ない状況につながり、監査過程に重大な影響を与えたと言わざるを得ず、大いに反省を求めます。

また、本件職員動員による出張命令は、外部からの問合せにより調査し、見直されるまで、組織的に継続して行われていました。検証結果において、「教育長及び各学校教育事務所長の本件動員の意思決定」の法的問題については結論を得るに至っていないことから、教育委員会においては、検証結果も踏まえて、本件職員動員の問題点を明らかにし、再発防止に向けた抜本的な改善につながる取組をされるよう求めます。

教育委員会は、横浜市立小中学校506校、教職員数2万人を超える巨大組織であり、組織運営に当たり苦勞されることも多くあろうと想像します。そのような中でも、教職員は、約26万人の児童生徒と真摯に向き合い、児童生徒が健やかに育ってゆくための取組を熱心に行っていくことが必要です。

本件請求を契機に、市民の教育委員会への信頼回復のため、今後の組織風土改革に期待します。

6 判断の根拠とした書類

- (1) 見解書
- (2) 令和6年6月18日監監第254号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出について（依頼）」に対する回答及び提出資料
- (3) 令和6年7月5日監監第318号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出について（依頼）」に対する回答及び提出資料
- (4) 令和6年7月9日監監第329号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出について（依頼）」に対する回答及び提出資料
- (5) 令和6年7月12日監監第346号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出について（依頼）」に対する回答及び提出資料
- (6) 「公判傍聴への職員動員にかかる検証結果報告書」

- (7) 「公判傍聴への職員動員にかかる検証結果報告書を受けた対応について」
- (8) 寄附申出書（令和6年7月26日）
- (9) 納入通知書兼領収書（納入通知日 令和6年7月26日）

横浜市職員措置請求書



教育委員会および横浜市長に関する措置請求の要旨

1. 請求の要旨

教育委員会事務局は2024年5月21日、教員わいせつ事件裁判に職員を動員して傍聴席を占拠したことを謝罪した。ただし、この悪事を主導した幹部職員の氏名、人数は公表されていない。職員に払った出張旅費、職員に空業務を強要したこと、職員を悪事に手を染めさせたこと、裁判官に対する侮辱、一般傍聴人の排除など、この悪事にはたくさんの違法・不正行為がある。また、このような動員は教育委員会事務局に限らず、横浜市の区局本部でも多かれ少なかれ行われている。そこで、次の4点を要求する。

- イ 教育委員会は悪事を主導した幹部職員の名前を明らかにすること。その幹部職員に対し、職員へ支払った出張旅費および空業務の賃金を横浜市に返還するよう指示すること。
- ロ 教育委員会は、動員を指示した幹部職員から指示された職員全員に向け、幹部職員に真摯な謝罪をさせること。
- ハ 横浜市長は悪事を指導した幹部職員を刑事告発すること。
- ニ 横浜市長は傍聴や参加などの動員を禁止する「動員禁止条例」を罰則付きで策定・制定すること。

2. 請求人



地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

3. 事実証明書

教育委員会事務局の職員動員による裁判傍聴席占拠

2024年6月10日

横浜市監査委員宛て

2024年6月10日

事実証明書
～教育委員会事務局の職員動員による裁判傍聴席占拠～

1. 何が起こったか

教員による児童・生徒わいせつ事件に関する4件の裁判が2019年から横浜地方裁判所で始まり、これまでに公判が11回行われた。毎回、たくさんの傍聴人が集まり、傍聴席が満員になった。この状況を不思議に思った二人の記者が傍聴人を尾行し、横浜市の職員であることを確認した。2024年4月下旬の公判後だった。

2024年5月21日、教育委員会事務局が記者会見を突然開催し、職員を当該裁判に動員して傍聴席を埋めたことを謝罪した。さらに「今後はこのような動員をしない」と言ったが、それで済まされる問題ではない。報道によると、約50人の職員を業務時間中に裁判所に行かせ、延べ人数は525人に達した。動員された職員たちは午前11時の開廷の30分以上前に並び、確実に全傍聴席を占拠するように指示されていた。この傍聴は公務として出張旅費も支払われていた。

2. 横浜市の損害

幹部職員による動員により、横浜市は2種類の金銭的損害を被った。1つは、動員された職員に支払われた出張旅費だ。動員は公務ではないので、横浜市の勘定科目から支出することはできない。もう1つは、動員に要した時間が空公務にもかかわらず、給与が動員された職員に支払われたことだ。両方とも不正な公金の支出になる。そこで、要求イで示したように、横浜市の損害を賠償しなければならない。

3. 財産の毀損

幹部職員の悪事は第2項で示した不正な公金の支出だけに留まらない。職員は横浜市の大事な財産なので、職員に悪事を指示したことは財産の管理に逆行する行為で、財産が毀損されたことになる。動員された職員は声を上げることもできず、仕方なく裁判所に行ったことが心の傷として永遠に残るだろう。だから、要求ロで示したように、職員に対する真摯な謝罪が必須である。

4. 刑事告発

動員の一番の問題は、公務員である幹部職員が反社会的な発想をしたことだ。傍聴席の占拠は、日本国憲法第82条に規定されている裁判の公開に反する。裁判官から見ると、ま

まったく知り得ない状況で傍聴席が被告側の職員で占拠されていたのだから、これを知ったら侮辱されたと思うだろう。当該裁判を傍聴するために来た人にとっては、知る権利を奪われたことになる。そこで、要求ハで示したように、幹部職員の刑事告発が必須である。

5. 横浜市による同類の行為とその対策

職員を動員して傍聴席を占拠することと同類の行為は、横浜市の区局本部が普通に実施している。たとえば、議会、審議会、委員会などの傍聴で、事業計画に賛成する企業に社員の傍聴を依頼する場合がある。傍聴ではなく、市民のための説明会でも同じように、特定の企業に社員の参加を依頼して、会場に来る反対する市民の数を減らしている場合もある。このような悪質な行為を繰り返されないためには、罰則付きの規定を制定するしかない。もちろん、規定の適用範囲を横浜市のすべての組織にすべきだ。そこで、要求ニで示したように、「動員禁止条例」の策定・制定が必須である。

以上

見解書

令和6年7月3日
教育委員会事務局

1 結論

当該事案については、現在3人の弁護士による検証が行われています。その検証内容には、法的な課題や公務の位置づけの可否等も含まれており、その結果を踏まえて、適切な対応を行ってまいります。

2 出張に係る旅費の支給について

職員の旅費に関しては、横浜市旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73号）第1条で「本市職員その他の者で、公務のため旅行するときは、別に定めるもののほか、この条例の定めるところにより、旅費を支給する。」とし、第5条では、「鉄道賃は鉄道又は軌道旅行に、船賃は水路旅行に、航空賃は航空旅行に、車賃は陸路旅行にこれを支給する。」とされています。

また、会計年度任用職員の旅費に関しては、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月横浜市条例第24号）第11条で「会計年度任用職員が公務のために旅行したときは、フルタイム会計年度任用職員に対しては旅費を、パートタイム会計年度任用職員に対しては旅行に係る費用弁償を支給する。」として、同条2項で「前項の旅費及び旅行に係る費用弁償は、横浜市旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73号）の例により支給する。」とされています。

出張の手続きについては、横浜市職員出張及び旅費支給規程（平成12年12月達第22号）（以下「旅費支給規程」という。）第2条で「職員は出張を必要とするときは次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる命令書、命令簿又は出張を命ずる決裁文書に出張先、出張する具体的理由又は出張要件、出張帰着月日等を記入して、決裁を受けなければならない。」とされており、市内出張のときは、市内出張命令簿の記入、決裁が必要となります。

（第2条第1号）

旅費の請求については旅費支給規程第4条で「出張に係る旅費の支給を受けようとする職員は、第1号の区分に従い、当該各号に掲げる請求書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。」とされており、市内出張（宿泊を伴うもの及び企画旅行の方法により出張するときを除く。）のときは、市内出張旅費請求書に必要な書類を添えて、市長への提出が必要となります。（第4条第1号）

なお、教育委員会事務局においては横浜市教育委員会事務局等専決規程（平成3年3月達第1号）第7条で、職員の市内出張に関することは課長共通専決事項となっており、課長決裁として手続きをします。

3 給料の支給について

職員の給与に関しては、横浜市一般教職員の給与に関する条例（昭和26年3月横浜市条例第15号）第2条で「給料は、職員の正規の勤務時間による勤務に対し、支給される報酬」とされています。

また、会計年度任用職員の給与に関しては、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月横浜市条例第24号）で定められています。

4 本件における旅費及び給料の支給について

本市教員による児童生徒に対するわいせつ事案の公判について、児童生徒に関するプライバシー情報への配慮を目的として、傍聴席を埋めるために、教育委員会事務局職員に傍聴の呼びかけを行っていました。

平成31年4月に、被害者側を支援する団体（NPO法人）から、公判の傍聴の要請を受け、教育長に説明の上、学校教育事務所から関係部署に公判傍聴の協力依頼文を发出し、傍聴の呼びかけを行っていました。令和5年・6年において、学校教育事務所から関係部署に公判傍聴の協力依頼文を发出し、公判4案件（計11回）において、延べ約400人が傍聴のため裁判所に行きました。

当該傍聴にかかる出張は公務として取り扱われ、当該出張に係る請求された旅費及び当該出張に対する給料が支給されています。

5 旅費及び給料の支給の適否について

当該事案については、教育委員会から、神奈川県弁護士会に推薦依頼を行い、6月12日に3人の弁護士が決定し、検証を進めています。

現在、弁護士によるヒアリング等、丁寧かつ慎重に検証を進めており、7月中には検証を終える予定です。検証は、法令遵守の立場から見た、公判傍聴への組織的な対応に関する法的な課題や動員による「公判傍聴」の公務の位置づけなどに関して行うこととしており、旅費及び給料について検証対象となっています。その結果を踏まえて、教育委員会として適切な対応を行っていきます。

住民監査請求に係る陳述の聴取の記録

日時：令和6年7月10日（水）

場所：横浜市監査委員会議室

午前10時00分開会

○酒井代表監査委員 ただいまから令和6年度第8回監査委員会議を開催いたします。

上着の着用は御自由をお願いいたします。

それでは、議事1「職員に対する出張旅費及び給与の支給に関する住民監査請求に係る陳述の聴取」を行います。

それでは、陳述に入る前に、撮影を希望する方がいらっしゃいますので、会場全景の撮影のみ許可いたします。

撮影する場合、請求人は自席から、それ以外の方は傍聴席前のテープの位置から撮影してください。請求人は、写りたくなければ、傍聴席のエリアに一時御移動ください。

なお、記者の方を除き、撮影は写真のみに限らせていただきます。また、記録者の方は、写らないように御移動をお願いいたします。

事務局職員は、案内を適宜行ってください。

それでは、撮影される方は、どうぞお願いいたします。

〔写真撮影〕

○酒井代表監査委員 それでは、以上で撮影の時間は終了します。以降の撮影はできません。また、本日の会議においては、録音・配信はできませんので、御承知おきください。

傍聴人の方をお願いいたします。傍聴にあたっては、陳述の妨げとならないよう御静粛に願います。また、携帯電話及びパソコン等の情報通信機器は、電源を切るなどして使用しないでください。

会場内では監査委員の指示に従ってください。指示に従っていただけない場合は、御退室いただくことがありますので、あらかじめ御承知おきください。

それでは、監査委員の紹介をいたします。

私は代表監査委員の酒井です。本日の進行を務めます。

続きまして、高品委員。

前田委員です。

清水委員です。

大岩委員です。

陳述に際しての留意点を申し上げます。

陳述される内容は、監査資料として正確に記録する必要がありますので、録音させていただきます。

また、本日聴取する陳述の記録は、監査結果に添付して公表いたします。

陳述は、請求人、関係職員とも、それぞれ1時間以内としております。また、請求人、関係職員からは質問はできません。

請求人の陳述する内容は、請求の要旨を補足する内容としてください。

請求人の陳述の聴取に引き続いて、関係職員による陳述の聴取を行います。

最後に、請求人は、関係職員の陳述の内容に対して、意見表明を合計5分以内で行うこと

ができます。ただし、質問することはできません。

そのほか、陳述の進行については、監査委員の指示に従ってください。

それでは、請求人の陳述聴取を実施いたします。請求人は陳述をお願いいたします。

○ 請求人 では、 区の です。今日は陳述の機会をいただき、ありがとうございます。

最初にですね、後ろに座られている監査事務局に対して抗議をしたいと思います。

私は今、こうやってiPadで陳述する内容をスライドを作って見えていますけども、これを、モニターを設置していただいて、皆さんに見てもらいたかったんですね。ところが、断られてしまいました。

その断る内容が、断り方がちょっと変なんですよ。ちょっと読み上げますけれども、「陳述は、請求人から監査委員に対して請求の趣旨を補足して説明する場として設定しています。そのため、傍聴人や報道機関に説明するためのモニター設置は想定していません」というんですね。これは非常に問題のある発言だと思います。

まずですね、私のモニターを設置してくださいというのは、市民からの提案ですから、この市民からの提案を「想定していません」と断っちゃうと、提案制度の完全否定になっちゃいますよね。通常、提案というのは、横浜市が想定していないから市民が提案するんですよ。ですから、「想定していない」と断ってしまうと、これはもうおかしなことになっちゃいますから、これを改めてもらいたいと思います。

それから、横浜市はDXを必死にやっていますけど、僕から見ると、DXの遅れは甚だしいんですね。こういうことを市民がせっかく提案するのに、やろうとしない、そういう気持ちでDXの遅れになっていますから、これも反省していただきたいなと思います。

私のこの資料というのは……、あ、これはいいですね。次にいきます、時間があまりないので。

では、本題に入りますけれども、まず、5月21日の記者会見で、事務局が記者会見を開いて、職員を動員して裁判傍聴席を埋める行為を謝罪したんですね。そのときは、ここにあるように、「このたびは大変申しわけございませんでした」とちゃんと謝っているんですね。ところが、前回の7月4日の陳述で、この場で事務局は謝っていないんです。なぜ謝らないのかわからないので、この辺も追及してほしいなと思います。

それから、僕がここで言いたいのはですね、職員を動員して裁判傍聴席を埋める行為ですね。これはもう不祥事ではなくて悪事ですね。完全な悪事ですから、これをきちんと認識してもらいたいと思っています。その辺を、なぜ悪事かというのも話したいと思います。

スライドを持っていない人がいるので申しわけないんですけども、私がここに参加する人でわかっている人には、事前にリンクを教えて、スライドが見れるようにしたんですけども、傍聴に来た人の中には知らない人もいますので、その人には渡せない状況なので、これもちょっと問題だと思うんですけども、許してもらいたいなと思います。

まず、スライド4ですけども、今回の事件の関係者ですね。悪事を主導した人たちと、

悪事に加担した人たちがいたんですね。関係者は、被害者側、それから加害者側と2つに分類されます。被害者側は、被害者の保護者、それから弁護士、それから支援者というのが出てきます。これがどうしたかわからないんですけども、います。それからNPOというのも出てきましたので、NPOも、支援団体ですね、います。この四者ですね。この人たちが一応傍聴席の占拠を要望したと、これは事務局が言っているだけですからね。一応私、「監査委員会事務局」というのを省略して「事務局」と呼びます。

次に加害者側ですけども、加害者側は、教育委員会と事務局で構成されていると思います。まず教育長ですね。当時の教育長ですけども、これは悪事を許可した人ですね。そういうことになっています。それからその下に、教職員人事部長と人事課長がいます。それから人権健康教育部長というのと、その下の人権教育・児童生徒課長というのがいます。この4人はですね、これは多分ですけども、悪事を決定した可能性のある人たちです。今まで名前が出ている人を挙げています。

それから、それ以外に、学校教育事務所長というのがいますね。これは東西南北4か所にある事務所なんですけども、そこの所長さんが、まず動員ですね、動員を支援したり通知をしたりするところですね。

それから最後に動員された職員がいるんですね。

これを全部足すと、関係者が500人ぐらいになるんですね。つまり、500人もの人がこんなことをやって、良心の呵責もなく、5年間、ずっと5年間やっていたわけじゃないですけど、飛び飛びですけど、実施しているという、すごい異常事態だということを認識してほしいと思います。

次に、「関係部署の組織図と動員数」をちょっとまとめてみました。これは、事務局が今年の1月末に出した「動員協力依頼書」というこれに基づいてまとめました。

まず、先ほどから出ている教職員人事部、ここから8人出ています。でも、人事部というのは、多分、部長さんしかいないんで、実際には教職員人事課から職員が出ていていると思います。それから人事健康教育部ですね。ここはこの下にある人事教育・児童生徒課から6人ですね。これは足すと14人ですけども、これはここですね、この本庁から裁判所まで行った人たちですね。

それから外にいる人たちですね。それが学校教育事務所です。これは東西南北あるんですけども、南部がなぜか15人と多いんですね。実際にこの事務所の中の教育総務課と指導主事室から合計で15人出ているようです。それから残りの3つの学校教育事務所ですね、こっちは7人ずつ出ています。ですから、ここで36人ですから、合計すると50人を動員しているということになります。

学校教育事務所がどこにあるかを一応確認しました。それが右下に出ている地図ですけども、北部は茅ヶ崎中央といって、地下鉄のセンター南駅にあります。最寄り駅ですね。それから、南部は上大岡です。この上大岡から動員された職員を尾行したのが、神奈川新聞と共同通信の記者さんですね。これによって今回の事件が明らかになったんですね。それが

ら西部は仏向町ですね、相鉄の和田町駅の近くだと思います。それから東部は花咲町ですね。花咲町というのは、桜木町の隣の町ですね。そこからなので、わりと近くなんですけども。この4か所から36人が来ているということですね。

次が大事なことですけども、「傍聴席を占拠した理由」ですね。これが、何でもこういうことをやったのかということですね。事務局はずっと言っていますけど、「被害者を守りたかった」と言っているんですね。ところが、一方、記者さんの皆さんは、「いや、そうじゃないでしょう。加害者を守りたかったんじゃないですか。加害者の教員を守りたかったんじゃないですか」という論調になっています。僕も記者さんの意見に賛成しています。ただ、ちょっと賛成している理由は違うので、それをお話します。

そのヒントになったのが「NPOの動員要請書」です。これを見ると、事務局はこれを受け取って、「依頼された」と言っているんですけども、この「NPOの動員要請書」というのは違うんですね。宛先が「各位」になっていて、横浜市に宛てたわけじゃないんですね。

あと内容ですね。内容は、実際にどうやって動員するかというのが書いてあるんです。つまり、これから考えると、この動員要請書というのは、NPOが自分たちのメンバーに対して、動員をやろうと呼びかけた書類だと思います。横浜市に提出したものじゃないんですね。ところが、これを事務局の職員か誰かわかりませんが、誰かがこれを知って、それを幹部職員に報告したんですね。

そしたら幹部職員は、ちょっと悪いことを考えたんだと思います。「あ、これは渡りに船だ」と思ったんですね。だったら自分たちが——NPOが50人を動員するというのはすごい大変だと思うんですけど、ちょっとNPOの規模がわからないので。ですから、横浜市だったらできるからということで、自分たちがやろうとして、肩代わりして、そうして理由として、被害者を守ることを方便にして、加害者を守ることに成功したということですね。これは僕の予想ですけども、まずこれを調べてもらわないと困るということですね。NPOの名前も公表されていません。これも公表してもらわないと困りますよね。

では、次のスライド7ですけど、「誰が責任を取るべきか」ですね。まず、さっきから言っていますけど、動員の起案というのは誰かわからないんです。誰が起案をしたのか、実際のところわからない。これをきちんと調べないといけない。

それから、動員の決定をしたのも、先ほど4つの部署を紹介しましたが、そこかどうかもわからない。ですから、誰がしたのかもわかっていないんです、まだ。これもきちんと事務局側が説明してもらわないと困るということです。

それから、動員の承認は、当時の教育長である■■■さんになっていますけど、私はこれも信じていません。これは事務局がそう言っているだけですけども、信じていない理由というのは、教育長というのは高潔な人でなきゃいけないんですよ。高潔でなきゃいけない人が動員を承認するはずはありません。

それから、動員の通知をしたのは、なぜ南部になったかわからないんですけど、南部学校教育事務局長が多分やっていると思います。この南部の事務局長の名前で動員の協力依頼

が出ていますからね。

それから、人集めはいろんな部署でやって、結局、1回につき50人の職員、全体で約400人ですね。延べ400人の職員が動員されたことになっていますけど、当初は525人と書いてあったので、これもまた変わっているの、おかしいなと思います。

それで、今までの話からですね、「教育長に対する要求」を考えました。まず、先ほどから言っているように、当時の幹部職員が説明責任を果たしていないと思っていますので、そこをきちんと説明責任を果たしてもらわないと困るということですね。

それから、動員は公務ではないのですから、市民への損害賠償が必要ということで、ここに書いてある悪事を主導した幹部職員の名前を、まず明らかにすることですね。

それから、その幹部職員に対して、職員に支払った出張旅費、それから空業務の賃金を横浜市に返還すること。これを教育長に対する要求の1つ目としたいと思っています。

空業務というのは、実際、職員というのは、動員のために、例えば3時間ぐらい時間を使ったとしたら、その間は市民のために働いていないんですよ。なのに、給料はちゃんとその分もらっているはずですから、それを返してもらいたい。それを職員に返させるんじゃないくて、幹部職員が全部、責任者ですから、きちんとその人が払いなさいということです。

それからもう一つの要求はですね、職員は横浜市の財産ですよ。非常に重要な財産です。人的財産ですね。ですから、職員に悪事を指示したということは、とんでもないことですよ。財産の管理を怠る行為ですね。ですから、これに対してもきちんと何かやってもらわないと困るので、幹部職員は、関係した全職員に対して、きちんと会って謝罪してくださいという要求が第2の要求です。

それから、前回の見解書で、僕はそのとき読んでいないので、後から読んでちょっとびっくりしたんですけど、ちょっと言葉は変えますけれども、こう言っているんですね。「旅費支給の適否は弁護士に聞かないとわからない」と言っているんですね。これはどういうことですかね。あり得ないことですよ。悪いことをした子ども以下ですよ。こんなじゃ何もよくなりませんから、きちんとこういうのをやってもらいたいなと思います。

次からは、いろいろ対応があったんですけども、短い期間、5月21日から今日までの対応ですけど、非常に不可思議な対応ばかりです。いい加減なんですよ。非常にいい加減。

まず、その1番目は、被害者との相談ですね。6月1日の朝日新聞の記事を読むと、次のように書かれています。「動員をかけた4件のうち、1件目の事案で、市教委は被害者側と今後の生活について相談する過程で、この文書—この文書というのは先ほど説明したNPOの文書ですね—によって傍聴動員の要請を受けたと説明している」と書いているんですね。

これは、僕は裁判のことは詳しくないんですけど、裁判をやる前に、原告と被告が会ってどんな話をするんですか。おかしいですよ。私がもし被害者だったら、加害者に会わないですよ。加害者の関係者ですけどね。つまり、何か裏取引をやろうとしたんじゃないですか、事務局はですね。これもきちんと調べてもらいたいと思います。

次が、先ほどもちょっと言いましたけど、「教育長に判断を仰いだ」と言っていますけど、非常に変ですよ。本当に教育長がこれをオーケーしたかというのは、疑問です。

それから、教育長の下に教育次長というのがいるんですね。今この人は全然出てきていないんですけども、私が知らないだけかもしれないんですけど、表に出てきていないんですね。この人は事務局のトップですから、つまり、公務員側のトップですね。この人もどっかで関与しているんじゃないかなと思っています。

それと、当時の教育委員も知っていたのかどうかですね。教育委員会というのは、6人の委員の合議で物事を決めますから、この件だけ、教育長だけが独断で決定したというのは、ちょっとおかしいことなんですね。何でちゃんと委員会にかけなかったかという問題があります。

それから、これはTBSのニュースになったんですけど、5月24日に、教育委員会が臨時会を開いたんですね。そのときに、事務局が報告して、委員から「あつてはならない判断」という批判が出たんです。でも、教育委員は何で知らないんですかね。こういうことをやっているというのが、これがまともな仕事だったら、ちゃんと伝えなきゃいけないですよ、今何をしていますということをおね。新しい教育委員にも、当時の教育委員はメンバーががらっと変わっていますが、きちんとね。横浜市の職員はいつも共有、共有といって、情報共有が大事なんだと言っていますから、知らせないといけないですよ。でも、知らせていないんですよ。こういうのもきちんと調べてもらいたいと思います。

それから、「動員要請者は誰か」ということですね。これもちょっと話がかわっているんですね。5月21日のNHKニュースを見ると、動員を要請したのは被害者の保護者や弁護士と書いてあるんですね。ところが、「NPOの動員要請書」を見ると、被害者の両親と伴走を支援してきた支援者と書いてあるんですね。ですから、動員要請書というのは、事務局は21日より前に持っていますね、知っていますから、それを見て、21日に何で「弁護士」という名前が出てきたのか。変ですよ。本当は「支援者」と言わなきゃいけないのに、「弁護士」に変えたんですね。これも調査が必要です。

それからですね、被害者側の要請と言っていますが、僕はこれが非常に頭にきています。事務局は、自分たちがやった責任を被害者側になすりつけているんですよ。私たちは、被害者から要請をしたんだから、やったんだという言い方なんですよ。とんでもない話ですよ。被害者を守るどころじゃないですよ。被害者を批判しているんですよ。普通だったら守らなきゃいけないでしょう。逆のことをやっているんですよ。それに気づいていないんですよ、全くね。

それから、被害者側はいまだに動員を要請したとは誰も言っていない。聞いてください。ちゃんとね。

次ですけども、やっぱり反省がない現幹部職員ということで、3つお話しします。

私は21日に記者会見を聞いて、すぐに情報開示請求を出しました。当初は開示期限が6月7日だったんですけども、6月7日になっても開示されず、延長通知が来て、何と7月

25日ですね。1か月半以上延ばされました。これはおかしいですよ。一日に50人もの職員を動員できる人が、何で開示に対しては動員しないんですか。当時の職員に来てもらって資料を探せば、すぐ見つかりますよね。当時の職員は知っているんですから、資料がすぐ見つかりますよ。すぐ出せますよね。こういう努力を何でしないんですか。非常にいいかげんですよ。

次は、「記者への不適切な対応」ですね。事務局は5月7日に、「外部から、公判における本市教育委員会の事務局職員と見られる傍聴について問い合わせがあった」と書いてあるんですね。これは、共同通信の記者さんが質問状を送ったことをこういうふうに書いているんですけど、そこから21日の記者会見まで、14日も何をしていたかわからないんですけど、公開しなかったんですね。これも何をしていたかを全部言ってもらわないと困りますよね。

それから、記者さんに対して、15日の夕方に、口頭で回答があったんですね。それが「第三者の傍聴で被害児童生徒の情報が拡散することを恐れ、複数部署に傍聴を呼びかけた」という、これは口頭であったんですね。ところが、その後、17日に届いたメールには、「一般論として回答します」と書いてあるんです。つまり、口で言ったこととメールで書いたことが違うんですね。こんなことあっちゃいけないですよ。常にごまかそうとしているんですね。全く反省していないんです。

最後にですけれども、「事実の隠蔽」をやっています。5月17日に、人権健康教育部長がNPOに訪問したんですね。NPOの出した動員要請書というのを、それが確かにそのNPOが出したということを確認したんですね。5月17日ですよ。ところが、5月22日のことも青少年・教育委員会では、教職員人事部長ですね、ここにおられますけれども、被害者からの要請文書はないと言っているんですよ。何でこんな嘘をつくんですか。結局、5月31日に、このNPOの要請文書が公開されたんですね。これも理解できないことですね。つまり、全く反省がはらないんですよ。事務局の側ですね。

そこで、「横浜市長への要求」を考えました。最初はちょっときつい言葉を書いたんですけども、それを読み上げます。「公務員である幹部職員が反社会的な発想をした」ということですね。反社会的というと、ある特定の団体、勢力ですね。そういう人のことを指しているんですけども、実際は、反社会的な人というのは、一般人の中にもいます。公務員の中にもいます。これをきちんと認識してもらいたいですね。

例えば、パワハラですね。今、兵庫県知事がパワハラで問題になっているニュースがありますが、ああいう人が死ぬようなパワハラをやっている人もいます。ですから、これは反社会的なんですね。

それから、もうちょっと軽いかもしれないんですけど、あるのが、過ちを絶対に認めない人なんです。公務員も過ちを絶対に認めない人がたくさんいます、公務員で。これをわかってもらいたいですよね。

あるとき、僕じゃないんですけども、私の仲間が、その過ちを認めない職員に対して、

「過ちを認めざるこれを過ちという」ということを言ったんです。ことわざがありますからね。2500年前のことわざですよ。そしたら、その人は、意味がわかっていないみたいなんですね。わかろうともしないと思う。わかろうともしないところが大问题。ですから、これは非常に大きな問題を含んでいるということを認識してもらいたいと思います。

そこで、私が横浜市長に要求をしたのは、悪事を主導した幹部職員を刑事告発するということです。

最後に、「動員禁止条例」を作ってもらいたいと思います。横浜市がこういう動員というのを普通にやっているとします。それで、僕が経験した2つの例と、ある人から聞いた1つの例を紹介します。

まず、説明会、ある説明会があったんですけども、参加者は市民ですね。これはすごい人気があったというか、問題になっていた説明会なので、2倍の倍率があつて、私はたまたまうまく通れたんですけども、私の隣に座った人が、ずっと携帯を見て、説明会を何にも聞いていないんですよ。1時間後ぐらいに休憩になったら、席を外して、そのまま戻ってこなかった。つまり、その席を確保するためにただ来ているんですね。これが、多分、企業からの動員だと思いますけれども、もしかしたら横浜市がこういうことを企業に依頼している可能性もある。

それから、委員会ですね。これも不思議なことなんですけれども、誰でも傍聴できる委員会なんですけれども、委員会が終わったときに、ある職員が特定の、3人グループだったんですけど、その人だけにお礼を言っているんですね。何でお礼を言うのかなと思ってね。来たことに対してお礼を言っている。すごい仲良くしゃべっているんですね。でも、この職員は私には一言も声をかけないし、お礼も言わない。変ですよ。何のために来たのかもわからないんですけど、こういうことをやっているということですね。だから、動員というのは、横浜市にとって当たり前なんですよ。

それから次は、やはり裁判で、同じなんですけれども、これもある裁判で、誰でも傍聴できるんですけども、原告の人が「傍聴席に職員がいるじゃないか」と言うんですね。クレームを出したことがあります。これも何のために来ているかはわからないんですね。

ですから、こういうことがあるので、私としては、教育委員会という枠じゃなくて、横浜市全体に適用できる「動員禁止条例」を罰則つきで作ってほしい。

一応本題はここまでなんですけど、最後に、もう一度、監査事務局に抗議したいと思います。私は横浜市の住民監査審査制度というのをずっと調査しています。いろんなことを調査して、ちゃんとこうやらないと、改善しましょうという提案まで出していますが、多分、監査委員の皆さんは誰も読んでいないと思います。

それで、今でもやっているんですけど、たまたまちょっと変なことを見つけたんですけど、監査事務局の運営方針というのが毎年出されます。この中にとんでもないことが書いてあるんですね。それを読み上げます。「区局本部の納得性の高い監査を実施し、監査の信頼性を確保します」、よく考えたら、これ変ですよ。監査される人が納得しないといけないう

ったのに、なぜ阻止できなかったのかということの背景について、今まで私が経験したこと、その考えを今から述べさせていただきます。

2つお話しします。1つは、私が経験した教育現場から見たことです。それから2つ目は、教育委員会の傍聴をやっているという話をしましたので、2つ目は教育委員会の傍聴を通して私が感じたことです。

まず、私が経験した教育現場からのことについてお話をします。職員会議録の情報開示というのが、やればできることになっています。そのことについて、行政の透明化とか公開性、それから説明責任というような観点です、この辺はちょっとわからないんですけど、積極的に情報開示をという形で法律ができたはずなんです。

それができた段階で、じゃあ、学校現場はどうしたかということなんですけれど、職員会議というものは、いろんなこと、重要なことをみんなで話し合う場だったんです。いろんなことを、議論をしたことを全部記録していたんですよ、それぞれがずっと。誰々が何を言って、どういう発言して、どういう結論になったとか細かく、多くの学校では、職員会議録というのを残して、誰でもが見れるようにしていました。

ところが、今言ったように、情報開示を積極的にやろうと、法律もできたりなんかしたときに、何が行われたかという、職員会議の記録は細かく書くな、書かない。結論だけを書くということです。

例えば、運動会とかというのは非常に大きな学校の中での行事なので、それについて、子どものためにどうしたらいいのかということ、職員がいろんな意見を出すわけですね。今年はこういうふうにしましょうとかとなるんですけど、今度、情報開示とか何かのために、内容を書かなくなっちゃったということになると、一律やりますよと、その程度しかやりません。そういうふうなことです。

あと、卒業式もそうなんです。卒業式なんかも、非常に簡単に、式次第とか、その程度のこととかね。だから、そこの中で様々、子どもたちのための卒業式はどうあるべきかということ、真剣に各教職員は議論していたんですよ。その経過はわからないという形になっちゃったんです。

ですから、いろいろ市民が職員会議録の開示なんかやっても、出てきません。わからないんですよ。どういうことが問題になったのかとかね。そういうふうなのが今の、残念ながら、公立学校です。私立はちょっとわかりませんので、公立学校小中高の職員会議の、というか、学校現場の実態です。そうになっています。

いわゆる職員会議も、現在、皆さんも御存じだと思いますけれども、伝達機関になっています。教職員が子どもたちと日々接して、いろんな問題を抱えて、いろんな問題意識を持って、「じゃあ、こうしましょうよ」という議論ができなくなっちゃっているんですよ。ですから、今、教職員のいろんな問題が起こっています。御存じだと思いますので、言いませんけど、そういう自由闊達な議論ができなくなって、いわゆる管理強化が行われてきています。ますますそれは教職員の首を絞めています。だから、あまり喜びをもって教員を、教育活動

をやっている人というのは、本当に少ないんじゃないかな。私なんか今を見たら、本当かわそうだと思います。私のときはまだそれほど酷くはなかったんですけど。

2つほどエピソードを言います。私は副校長試験に、あるときに受けろと言われて、されました。実態は、校長は2人推薦するんですよ。本命は1人だけです。もう一人はダミーです。私はダミーだったんだと後から思いましたけど。

それで、その集団面接でこういうテーマがありました。校長が女性にセクハラ行為をしていることにあったときに、「あなたがもし副校長になったらどうしますか」という集団討議のテーマだったんです。私は当然校長に、「校長さん、やめた方がいいですよ。こういうことはやめなさいよ」と提言しますと言ったんです。それは当然、それかどうかわかりませんが、不合格になりました。

それから、勤務したある学校、これはセクハラの問題ですけど、私が勤務したある学校の校長は、職員室に座っています。職員が入ってきます。そしたら当然、「おはようございます」とか何か、皆さん言いますね。私も言って入っていきますけど。そのとき、女性職員が来たときに、「おい、今日、あなたね、スカート短いんじゃないの」とかって、そういうことをしょっちゅう言っていました。そういう類いのね。今だったら大問題ですよ。もう30年ぐらい前ですから、まだそういう問題になっていなかった。そういうことを言った校長です。

そして、教育委員会から人権教育をやれとかというふうな通知がしょっちゅう来ますよね。そのことについては、立って話をします。人権教育をちゃんとやれよと、気をつけろよとやってやりますよね。そういうふうなことにに対して私たちは何を言っていたかという、その校長に対して、「座ればセクハラ、立てば人権」というふうに、ちょっとやゆしておりました。そういう実態が横浜市の中では、残念ながら、私はあったと思います。

横浜市は人権教育の――今日、人権教育の職員がいらっしゃるかどうかわからないんですけど、人権教育は結構全国的に進んでいるというふうな言い方がよくされるんですけど、私は生まれなので、そういう人権のことについては一応関心がある人間なので、残念ながら、形だけの人権教育が横浜市の人権教育だというふうに私はしております。その2つ。

それから、今回のことに関係しているかどうかかわからないんですけど、副校長とか教務主任クラスが教育委員会に指導主事として赴任します。その後、私の知っている、一緒に働いた人間は今、校長になっていますけど、それはやっぱり教育委員会経由です。教職員でその校長になることが多いんです。教職員の間でよく言うのは、「教職員上がりの校長だ」というふうに意識します。それはね、あまりいい意味ではありません。これは、子どもを向いた教育をやるんじゃなくて、教育委員会を向いた振る舞いをするだろうというふうな警戒から発する言葉です。これが今回の事件と関わっている可能性は、ちょっとわかりません。そういうふうな、今、教育委員会と学校現場がどういう形になっているかということの非常に危惧される問題です。

さらに、今評価があったんですけど、これは給与に反映するようになりました。賃金です

ね。反映されるようになりましてから、ますます先生たちは余計なことを言えなくなっている。これは校長が評価するわけですからね。校長は教育委員会から評価される。これが今の学校現場から見たことです。もの言えぬ状況が現場にはあるということです。

次に、教育委員会会議の傍聴を通してです。先ほど言いましたが、20年間、私は傍聴していますけれども、その中で、傍聴だけじゃなくて、私は様々な要望書を提出しています。教育内容のことについてもいろいろやっています。ついこの間は、これはまだ言っていませんけど、学習ダッシュボードといいますか、これはDXの問題です。そこら辺のことが出ていましたし、そういうふうなことを含めて、これはどういう影響を今後与えるのかみたいなことも、いろんなことをやってきました。

様々な要望書や質問書を提出してきたんですけれども、回答ですけれども、これは■さんも経験されていますけど、回答が非常に意図的にはわかりません。何を言っているか。質問に対してきちんと回答しないんですよ。全く回答しないこともあるし、横道にそれたような形での回答、こういうことが非常に多いです。全く具体性がないんです。ですから、回答だけではわからないので、常に面談をします。説明をしてくれというふうなことを常にやるんです。これは無駄なことと言わざるを得ないんですけど。

そうやって話をすると、指導主事さんが出てきたり、それから総務課の職員も出てきたり、課長さんは出てこないんだけど、そういう人からいろいろ説明を受けます。その人たちを見ると、教育のために一生懸命やろうなという気持ちが伝わってくるんですよ。だけれども、大切なことは言いません。やっぱり言えないんだなと。私もそれ以上のことはあまり言いません。もうこれ以上言えないんだなというふうな感触を、ほとんどの場合、受けています。

それから、教育委員会の要望書なんですけど、議題が最近、非常に減らされています。例えば、ものすごく大事なこと、教員採用関係ですね、教員採用の関係、昔は、どういう計画をして、どういう応募状況があって、どういう結果が出たということを、教育委員会の会議の場で報告があったんです。全くしなくなりました。これについて、「大事なことなんだから、やってよ」とかと言っても、しないんです。理由を聞いても、教えてくれません。なぜ、そういう議題をしなくなったのか。しないんですよ。これが実態。■教育長になってから非常に顕著です、これは。大事なことがほかの例でもあります。

それから、教育委員もこの間、4月1日、4月に入ってすぐの教育会議だったんですけど、4月1日に、各学校の教職員の配置はどうなのかということは、保護者とか一番関心のあるところですよ。それについて、一切議題もなし、教育委員も発言もしない。これが実態です。何のために今の教育委員はいるのかということを、私は常々、傍聴しながら感じております。

南部教育事務所が15人ですよ。あとのところは7名。おそらく、その校長がかかっていますね、あるところの校長が。セクハラやった人。南部の、おそらく学校の校長じゃないかなって、どこかは特定されていませんからね。じゃないかなという疑惑があります。ですから、たくさんの動員をそこがやったと。じゃないかなと思います。教育委員会上がりの校

長じゃないかなというふうな疑惑を、私はさらに持っています。だから、ごそつと、とにかく教育委員会がその校長を守るために、傍聴を動員したんじゃないか。私はそういうふうに思っています。

最後の結論だけ言います。今回の傍聴動員が内部で阻止できなかったのは、以上の背景があると私は思います、学校現場、教育委員会ね。すなわち、不当な、理不尽な幹部からの要請に対して、おかしいとは認識しても、従わざるを得なかった職員、指導主事—指導主事も動員されています。これは誰かに聞いています。確実です。職員であろうと。

この際、この監査委員会の中でうみを出してください。間違った支出を認めて、返金すべきであると思います。行政の不適切、不当な行為を是正するのが監査委員会だと、私は思うんですね。まさに行政を監視する機関ですので、本当にある意味で機能していただいて、しかるべき結論を出していただきたいことを期待して、私の陳述を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。以上です。

○酒井代表監査委員 それでは、監査委員からの質疑に移ります。各委員から何かございますでしょうか。

特にないようですので、以上で請求人の陳述の聴取を終わります。

請求人の方は立会人席へ移動をお願いします。また、関係職員は陳述人席へ移動してください。

(請求人立会人席・関係職員陳述人席移動)

○酒井代表監査委員 続きまして、関係職員の陳述の聴取を行います。

関係職員は、所属、補職名等を述べた上で、本件監査請求に関する見解を簡潔、かつ明瞭に陳述してください。

それでは、陳述を始めてください。

○村上陳述人 教育委員会事務局教職員人事部長の村上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○松橋陳述人 教育委員会事務局教職員人事課人事第一係長の松橋と申します。よろしく申し上げます。

○村上陳述人 それでは、既に御提出させていただいている見解書に沿ってお話をさせていただきます。

1つ目、「結論」でございますが、当該事案については、現在3人の弁護士による検証が行われております。その検証内容は、法的な課題や公務の位置づけの可否等も含まれており、その結果を踏まえて、適切な対応を行っていきます。

以下、2番は「出張に係る旅費の支給について」、3番は「給料の支給について」でございます。こちらは関係条文の御説明になっていきますので、記述の方を御確認をいただけたらと思っております。

続いて、4番「本件における旅費及び給料の支給について」でございます。本市教員による児童生徒に対するわいせつ事案の公判について、児童生徒に関するプライバシー情報へ

の配慮を目的として、傍聴席を埋めるために、教育委員会事務局職員に傍聴の呼びかけを行っていました。

平成31年4月に、被害者側を支援する団体から、公判の傍聴の要請を受け、教育長に説明の上、学校教育事務所から関係部署に公判傍聴の協力依頼文を発出し、傍聴の呼びかけを行っていました。

令和5年、6年において、学校教育事務所から関係部署に公判傍聴の協力依頼文を発出し、公判4案件、計11回において、延べ約400人が傍聴のため、裁判所に行きました。

当該傍聴にかかる出張は公務として取り扱われ、当該出張に係る請求された旅費及び当該出張に対する給料が支給されてございます。

5番でございますが、「旅費及び給料の支給の適否について」、当該事案については、教育委員会から神奈川県弁護士会に推薦依頼を行い、6月12日に3人の弁護士が決定し、検証を進めてございます。

現在、弁護士によるヒアリング等、丁寧、かつ慎重に検証を進めており、7月中に検証を終える予定です。検証は、法令遵守の立場から見た公判傍聴への組織的な対応に関する法的な課題や、動員による公判傍聴の公務の位置づけなどに関して行うこととしており、旅費及び給料について検証の対象となっております。その結果を踏まえて、教育委員会として適切な対応を行ってまいります。

あと、見解書はございませんが、若干補足をさせていただきます。まずは、今回の事案の対応にあたりましては、第三者の視点を入れて検証すべきとの御指摘もございまして、現在、検証チームをお願いしているところでございます。それも、現在教育委員会が置かれている状況としては、市民の皆様からの信頼を損なっていると認識してございまして、自分たちだけで事案の調査、あるいは検証をするという対応では、なかなか御理解をいただくということが難しい状況だと考えてございます。そのため、監査委員の皆様への対応におきまして、時間がかかっていることを含めまして、十分に対応が至らず、申しわけなく思っております。

この検証チームの検証につきましては、監査の決定期限を踏まえて、できるだけ速やかに検証をお願いし、進めていただいております。このことは当初より検証チームとは共有しており、検証結果につきましては、教育委員会として、その決定期限を踏まえて、必ず監査委員の皆様へ御報告をさせていただきます。

また、公判傍聴と出張と公務の位置づけについて検証いただくこととしており、旅費だけでなく、給料も含めまして、速やかに検証をお願いしてございます。大変お時間をいただく形で大変申しわけございませんが、検証結果が出次第、御報告をさせていただきます。

あと、若干の補足でございますが、令和元年の支援団体と—前回の補足でございますが、令和元年の支援団体と保護者の関係について御質問いただきました。私どもとしては、当時の対応経過から、団体の被害者を支援しており、保護者の方も私どもの対応を承知していたと認識してございます。

今回の公判の傍聴について、教育長、部長は承知していたかどうかについては、協力依頼文の文書を出した方面事務所の所長——こちらは部長級になりますけれども、承知をしてございました。一方、依頼を受けた側の部長も、詳細は別として、承知をしていたところでございます。教育長については、元年の事案については、教育長説明が行われておりましたので、承知しておりましたが、他の3事案は、教育長説明が行われていないと確認されてございますので、承知をしておりませんでした。

いずれにしましても、4事案いずれも、公判傍聴が動員された経緯については、検証チームで職員のヒアリングなどにより、現在、調査・確認を行っていますので、その結果につきましても、また御報告させていただきます。以上でございます。よろしくお願いたします。○酒井代表監査委員 それでは、監査委員からの質疑に移ります。各監査委員から、何かございますか。

○前田監査委員 よろしいですか。前田の方から伺います。今、いわゆる弁護士3名による検証チームがあって、その検証中だということで、いろいろお答えになっていただけてない、ということは事実ですか。

○村上陳述人 あの、はい。

○前田監査委員 こちらから資料を要求したりしても、要求したものが出てこないという状況ですか。

○村上陳述人 現時点では、はい、そのような状況だと認識してございます。

○前田監査委員 検証って何でしょうか。

○村上陳述人 今回の事案の発生に至る経緯、経過、あとは法的課題について、全体像を弁護士チームによって、職員のヒアリング等々含めて、現在行っていただいているところがございます、その一定の状況についての背景、要因などの分析、あるいは法的論点に対する見解をいただくということで進めてございます。

○前田監査委員 日本語で聞いているんです。「検証」って何ですか。

○村上陳述人 意味ですか。

○前田監査委員 はい。だって、お使いになっているから。国語辞典にいっぱい載っています。私も今、もう一回確認したけど、「検証」って何ですか。

○村上陳述人 事柄を振り返り、事実関係を確認して、一定の評価をすることだと思っています。

○前田監査委員 要は、いろいろ調べて、事実関係を確認して、一定の評価をする、そういうことですね、おそらく。

○村上陳述人 はい。

○前田監査委員 「監査」って何ですか。今、監査を受けていますよね。監査とどこが違いますか。

○村上陳述人 監査も、市民の方からの請求に基づいて、事案の把握、あるいは財務会計上の論点について、一定の結論づけをするというふうに理解してございます。

○前田監査委員 言葉は違うかもしれないけれども、おそらく、国語辞典的に言うと、それほど大きく違いませんよね。そうすると、地方自治法って読んだことありますか。

○村上陳述人 はい。

○前田監査委員 地方自治法 199 条の第 8 項、ありますか。

○村上陳述人 すみません、何が書いてあるか、頭には。

○前田監査委員 要は、監査委員というのは、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭調査、それから帳簿、書類その他の記録の提出を求めることができる、と書いてあります。これに応じなかったら、地方自治法違反になりませんか。今の段階で応じられていないというのは、地方自治法違反の状態ですよ。違いますか。昨日、今日の話なら別です。もうこれ、5月から始まっている話で、何だかんだで2か月近くたっている。その記録、先ほど言った帳簿、書類その他の記録について、先ほどの第三者検証チームには提出したんですか、しなかったんですか。

○村上陳述人 調査に必要な書類として提供してございます。

○前田監査委員 じゃ、なぜ監査委員にできないんですか。どうして検証チームの弁護士に出せるものを、監査委員に出せないんですか。それからもう一つ質問、検証チームの法的根拠は何ですか。監査委員は、地方自治法にはっきり権限が書かれています。検証チームの弁護士の権限は何ですか。何が根拠ですか。

○村上陳述人 1つは、私どものこの事案に対する対応、法的課題もございまして……

○前田監査委員 何言いたいかという、こちらは法的権限で申し上げているけど、検証チームの弁護士って所詮依頼関係ですよ。

○村上陳述人 はい。

○前田監査委員 委任契約に基づくものですよ。地方自治法の方が重くないですか。それにも関わらず、検証チームに出した資料をいまだに出してこれないって、どういうことですか。

○村上陳述人 教育委員会としての今回の……

○前田監査委員 いや、理由を、今、どうしてですかと聞いている。何で、検証チームに出せたものが、今この場に出てこないんですか。

○村上陳述人 ……(無言)

○前田監査委員 つまり、監査できないんですよ、資料出てこないから。監査妨害をしているということになったら、地方自治法違反ですよ、これは。昨日、今日なら別です。もう2か月近くたつ。5月の段階で、もう教育長が謝罪をおっしゃっている。つまり、何らかの調査をしたから謝罪された。どうして今まで出てこないんですか。今日の段階で。前回も私、かなりいろいろ質問したけど、もう1週間近くたつて、まだ出てこない。なぜ、出てこないんですか。いつまでにの問題じゃないですよ。何で今日出てこないんですか。

○村上陳述人 この事案に対する私ども教育委員会としての見解、あるいは対応を、現在整理をしているといった段階で……

○前田監査委員 いや、整理なんかいらんんです。資料を出してくれればいいだけなんです。何でそれができないんですか。判断なんかいいんですよ。先ほども確認されましたよね。いろいろ調べて、確認して、判断を下す。今、私が言っているのは、いろいろ調べるときの材料として、資料を検証委員会に出せたものがあるなら、何で監査委員に出せないんですか。

○村上陳述人 ……(無言)

○前田監査委員 地方自治法に基づいた要請ですよ。なぜ、今日の段階でできないんですか。

○村上陳述人 ……(無言)

○前田監査委員 検証チームは、所詮、教育委員会が依頼した弁護士が判断するだけですよ。法定権限なんて何もないですよ。資料だけでもいいから出してくださって事務局から何度もお願いしているのに、どうして今日の段階で出せないんですか。

○村上陳述人 特に旅費などにつきましては、検証チームに御確認をいただいた上で提出させていただきたいと考えてございまして、今の時点ではあれでございまして、必ず御提出させていただきたいと思っております。

○前田監査委員 おかしいでしょう。何で検証委員会が確認しないと我々に出せないんですか。検証委員会に出したものと同じものを出してくれればいいんですよ。だって、検証委員会に出したものとこちらへ出したものが違ったら、違う結論が出ると思いませんか。同じ資料があるから、それぞれの判断が適正なはずで、どうして出せないんですか。当然、事情聴取もされているだろう、そういった話がどうして今日の段階で出ない。前回は私、そこまで言わなかったけど、もうあれから1週間近くたって、何で今日出てこないんですか。

○村上陳述人 今、事実関係の詳細調査をしているというところでございまして……

○前田監査委員 だから、調査はいいんですよ。資料を出してくれと言っているだけです。判断なんかいらんんですよ。つまり、監査委員のことを、教育委員会事務局は、依頼した弁護士よりも軽んじていると言わざるを得ないですね。そうなりませんか。

○村上陳述人 すみません、もとよりそのつもりはございませんが……。

○前田監査委員 なければ、何で出せないんですか。つまり、資料を隠しているとか、改ざんしているとか、そういう疑いが出てきますよ。これは住民監査請求だから財務会計上の行為に限定していますけれども、それ以上の問題に発展する可能性がありますよ。教育長が何とおっしゃっているんですか。出せるものを出しなさいという指示、なかったんですか。イエスカノーか。

○村上陳述人 ……(無言)

○前田監査委員 教育長からは出せという命令はなかった。むしろ、出すなと言われた。違うんですか。

○村上陳述人 今は検証中ということで……

○前田監査委員 いや、検証中じゃないですよ。質問に答えてください。今日は逃がさないですから。イエスカノーかで答えてください。教育長は出せと言ったか言わないか。教育長は出すなと言ったかどうか。単純な質問です。どうですか。

○村上陳述人 イエスカノーかではなくて、現在検証中なので、その結果を踏まえてということでございます。

○前田監査委員 監査妨害だということは理解してください。明らかに監査妨害ですよ、これ。地方自治法上の処分があり得ますよ。今、財務会計上の行為だけやっていますけど。

それから、昨日、7月9日付の回答書で出てきた回答文についてお聞きします。事務局から7月5日に発信した質問に対するお答えで、傍聴人の方にもわかるように事務局の質問内容を読みますと、「本件職員動員の経過及び本件職員動員による出張旅費及び当該出張の期間に係る給与の支給の違法・不当についての教育委員会としての現時点での評価」、これに対する回答が、「児童生徒に関するプライバシー情報への配慮を目的として行っていました、一般の方の傍聴の機会が損なわれたことについて、大変申し訳なく思っており、行き過ぎた行為だったと認識しています」、このとおり回答されましたよね。「行き過ぎた行為」ってどういう意味ですか。

○村上陳述人 法廷を埋めようとした行為が、一般の方の傍聴の機会を損なうことにつながったということでございます。

○前田監査委員 質問は、違法・不当についての評価ですから、この「行き過ぎた行為」というのは、違法または不当だったということをお認めになったということですか。

○村上陳述人 後段に、現在検証の方をお願いしているということで、その検証の結果を踏まえて、私ども教育委員会としての考えを整理していきたいと考えてございます。

○前田監査委員 質問に答えてください。答えないということは、これも監査妨害になりますよ。「行き過ぎた行為」というのは、違法または不当を認めたということになりませんか。

○村上陳述人 その違法、または不当の評価につきましては、検証チームの御意見を踏まえて判断していきたいと思っております。

○前田監査委員 検証チームが言わなければ、教育委員会事務局は判断できない、教育長は判断できないということですか。

○村上陳述人 この事案に対する経緯含めて、調査をお願いしてございますので、その結果も含めて、それは私たち自身の内部的なというよりは、第三者の目線で見させていただいて、その結果を踏まえて判断したいという趣旨でございます。

○前田監査委員 第三者の目線なんですよ、監査委員も。今質問しているだけです。それに、この検証チームはいろんなことをお調べになっているようだけど、ここでの問題はそうじゃないんですよ。公金の支出が違法または不当か、これだけなんですよ。それで聞いているだけです。行き過ぎたと言われちゃったら、違法かどうかはともかくとしても、不当だと認めたことになりませんか。

○村上陳述人 その考えにつきましては、繰り返しになりますが、検証チームの御意見を踏まえて教育委員会として判断し、それを御報告することになろうかと思っております。

○前田監査委員 お答えなしということでよろしいですね。監査委員の質問にお答えになってないですけども、それでよろしいですか。教育委員会事務局、教育長はそれでいいで

すか。

○村上陳述人 教育委員会としての考えというのは、また改めてお伝えしていくということになると思っています。

○前田監査委員 いや、書いてあるから聞いているんです。「行き過ぎた行為」だって認識されているんだから、それは少なくとも不当を認めたことになりませんか、単なる質問です。

○村上陳述人 ……(無言)

○前田監査委員 監査委員の法律上の権限に基づく質問ですよ。答えないということですか。もう時間的な準備時間はいっぱいあります。一弁護士を検証結果よりも監査委員の検証の方が重要なんじゃないんですか。

○村上陳述人 ……(無言)

○前田監査委員 わかりました。お答えなしということで、記録に取らせてもらいますね。これ、議事録は公開されますから。いいですね。

それから、先ほどのところ、「児童生徒に関するプライバシー情報への配慮を目的として行っていた」、これは結局、児童生徒の特定、要するに氏名、住所、その他、被害者を特定する事項、これが明らかにならないようにするため、そういう目的だと考えてよろしいですね。

○村上陳述人 特定、ないし二次被害の可能性も含めて対応したと考えてございます。

○前田監査委員 先ほどの回答書の中の(7)、これも傍聴の方にわからないので読み上げますけれども、「本件職員動員により傍聴した公判において、被害者特定事項は公開されていたのでしょうか」、これに対する回答、「傍聴した職員からの報告等により、被害児童生徒及び被告の氏名や学校名については、非公開になっていたことを確認しています」、おそらく、これは先ほど、被告の氏名じゃなくて、これは被害者の氏名、学校名だと思うんですけども、裁判の中では、被害者特定事項は公開されていなかったということによろしいですね。

○村上陳述人 はい。

○前田監査委員 そうすると、先ほどの元々に戻りますけど、児童生徒に関するプライバシー情報への配慮、目的として行う必要はどこにあったんですか。

○村上陳述人 氏名等は公開されていないということだと思いますが、事実関係の、事案の概要から、そういったことにつながるのではないかとということを懸念しているということでございます。

○前田監査委員 二次被害等が生じないために、裁判所は被害者特定事項を秘匿しているので、裁判所が心配したことを、一行政庁が心配されているということですか。裁判所はもうこれで十分だと思って秘匿手続をとっているはずで、そういうふうな手続もされていた。それじゃ足りないということですか。

○村上陳述人 ……(無言)

○前田監査委員 そうでなきゃ意味ないですよ。法廷で被害者特定事項を秘匿されているのに、裁判所が秘匿するだけじゃ足りない。これだけの被害があるんだと。あるんだったら、どういう被害で、具体的にどのように検証されたか。それをおっしゃってください。

○村上陳述人 公開でございますので、いろんな方が傍聴するということが可能性のある中で、という点と、今の時代、SNS等の拡散などを含めて、それを懸念してということだと思っています。

○前田監査委員 SNSでの拡散というのは、これは結局、被告人の問題じゃないんですか。被害者の問題ではないと思いますけど、どうですか。

○村上陳述人 両方にまたがる話だと思いますが。

○前田監査委員 それから、前回質問したんですけれども、被害者は、それぞれの公判に被害者として参加されましたか。

○村上陳述人 御家族の方が陳述しているケースもあるというふうに確認してございます。

○前田監査委員 「もある」じゃ困るんですよ。公判傍聴が業務だとするならば、4回あった公判のうち、1回目は被害者参加があった、2回目はなかったとか、そういう形でお答えいただけないですか。

○村上陳述人 直接保護者の方が御出席されている場合もありますし……

○前田監査委員 質問に答えてください。第1回目はどうでしたか。被害者参加はあったかなかったか。それだけです。

○村上陳述人 ございました。

○前田監査委員 2回目はどうですか。

○村上陳述人 ……(無言)

○前田監査委員 お答えなしでいいですか。

○村上陳述人 2回目は、お手紙だったというふうな気がします。

○前田監査委員 被害者参加は直接はなかった。

○村上陳述人 はい。

○前田監査委員 3回目はどうですか。

○村上陳述人 ございません。

○前田監査委員 4回目は？

○村上陳述人 ございました。

○前田監査委員 今お聞きした限りでも、被害者参加しないような事案もあったということですよ。つまり、被害者にとって、傍聴してもらいたいという意識が必ずしも強かったわけではないんじゃないんですか。被害者保護だから聞いているんです。被害者の意識とか対応とか、重要じゃないですか。違うんですか。だったら、被害者参加までしないような事案についてまで、被害者保護ということは考えづらいんですけど、どうですか。

○村上陳述人 参加がないという経過につきましては、すみません、私の方も把握をしておりませんので。

○前田監査委員 以上です。

○酒井代表監査委員 ほかに何か質問等ございませんか。

○高品監査委員 ちょっとよろしいですか。先ほど、請求人の方から、7ページ、資料ないと思うんですが、動員の起案とか動員の決定について、不明だというお話が出たんですが、そちらについては、資料というのはすぐ探せばわかるんじゃないですか。何で出てこないんですか。スタートのところですが、何で出てこないんですかね。

○村上陳述人 少なくとも動員をしますという起案文書は、現在確認はされてございません。ただ……

○高品監査委員 確認といっても、もうだいぶ前の話ですよ。

○村上陳述人 令和元年のお話ということでよろしいのでしょうか。

○高品監査委員 ええ。

○村上陳述人 はい。

○高品監査委員 それ、残っているんじゃないですか。探せないんですか、それを。どこにあるか。

○村上陳述人 動員の方針を確認するにあたっての書類については、現在確認中でございます。確認し、お求めということでございますので、検証結果を踏まえて御提供をさせていただきたいと思っております。

○高品監査委員 検証結果を踏まえてというお話ですが、いつになったら出てくるんですか、それは。

○村上陳述人 監査委員の決定期限を踏まえて対応したいと思っております。

○酒井代表監査委員 ほかに何か御質問あれば。

○清水監査委員 もう既に様々、前回の質問に対する回答ということであるんですが、まだまだ全てについての回答がない中で、1つですね、資料の出方について、教育次長から本日向けに出た回答が7月9日で、今日この会議は7月10日ですよ。これは、もう少し早い回答と、併せて、監査の中での時間をとりたいと私は思いますので、それについては早急な回答、また、先ほど弁護士からもありましたけれども、残りの回答についても早急にお願いしたいと思います。1点だけ。

○酒井代表監査委員 ほかにありますか。

○大岩監査委員 ありがとうございます。基本的には論点は、我々としては、まず資料ですね。求めている資料について、これが出てこない、資料がない中で判断をせざるを得なくなるというのは、前回もお伝えしましたし、陳述人の方もわかっていると思っておりますし、教育委員会として、あと弁護士の方に相談にされているんですかね、その方々も共有していただいていると思うので、その辺をまず強く認識していただきたいなと思っております。

皆さんからの回答を見ると、基本的には、調査を7月中に終えて、それから資料を出すというようなニュアンスで答えられているのかなと思っておりますけれども、1点確認なんですけれども、そうすると、7月末までには資料は出されないということの理解でよろし

いんでしょうか。それとも、その前に出てくるんでしょうか。

○村上陳述人 少なくとも、決定期限にぎりぎりのような形は私ども考えておりませんで、それに間に合うような形で御提出を必ずさせていただきたいと考えてございます。

○大岩監査委員 すみません、ちょっとよくわからなかったんですけども、そうすると、7月前に出てくるということですか。何日に出してくれるということですか。決定期限というのは、わかっていると思うんですが、今回3回あって、今回2回目ということなんですけど、1回目のやつはかなり早く出ていて、結論を8月の頭にもう出さなきゃいけないということで、例えば、7月31日に出てきたりとか、7月30日に出てきたとしても、我々も、じゃあ、それで判断するんですか、ということもありますので、やっぱりその辺が、ほかの委員からも指摘がありましたけれども、前回言って出てこないの、基本的には出さないのかなというふうに、こちらとしては認識をしているんですけども、再度の確認になりますが、教育委員会の中でその辺をしっかりとまれていると思うんですけども、あくまでも「出すな」とされているのか、それとも、出そうと思っているんだけれども、ちょっと時間がかかっているのか、あと一兩日的に出したいのか、そのあたりをお答えいただけますでしょうか。

○村上陳述人 1つは、出すなということは全くございません。いずれにしても、その検証の方につきましては、皆様の監査に間に合うように出したいということで、現在、鋭意進めているところでございます。

○大岩監査委員 今回の監査にかかっているのは、要は、交通費のお話と給与の話になってくると思うんですけども、その辺を判断する上でもですね、財務上、基本資料として、どれぐらいの人が、どういう形で出て、幾らかかったのかとか、交通費なんかは、アプリなんか使えばすぐ計算できると思うんですけども、そういったものも基礎資料としても必要なですね。

先ほどの話だと、検証委員会の方には出されているんだけれども、なぜか知らないけれども、我々監査の方には出していないということなんですけれども、その辺はどう考えたら……ちょっと我々は、特にその点について、全く要求している資料が出てこないということについて、すごい当惑しているんですけども、教育委員会としてはどのようにお考えになっているのか。重ねてになりますけど。

○村上陳述人 検証チームには、今回の出張の公務の位置づけを含めて、現在把握している対象者について検分いただいてですね、そこをしっかりと御確認をいただいた上で御提出したいという趣旨でございます。

○大岩監査委員 続いてなんですけれども、前回の審査で、前田委員の方から、覚えていらっしゃるかどうかあれなんですけど、人数として、先ほど述べていただきましたけども、目的に照らして、そもそも裁判で制度で保護されているんだから必要ないんじゃないかということもありましたが、仮に必要なとしても、何十人も行く必要はなくて、1人とか2人、傍聴して確認すれば、それで足りたのではないかという指摘が、確かさせていただいたと思っております。

認識していると思いますけれども、それに関して、一応、回答をまだいただいているんですけれども、1人、2人行けば、皆さんが目的とされているところは達成されたはずなので、1人、2人行っているいろんなことを確認してくればよかったのであり、何十人も毎回行く必要があったのかなというところは、一つ大きな疑問点というか論点だと思うんですが、その点について、教育委員会としては、いやいや、やっぱり何十人も動員する必要があったと考えていらっしゃるのか、それともどうなのかということについて、御回答いただけますでしょうか。

○村上陳述人 事案の対象が、本市教員によると。その対象者が児童生徒といったところで、いわゆる非違行為を行ったといったことで、その経過を把握するといった意味で、事実関係、経過の把握のために傍聴するということは、当然あると思ってございます。それは御指摘のとおり、例えば2、3人でいいのではないかとという意味においては、そのとおりだと思ってございます。実際そういった趣旨で裁判所に赴いている職員がおります。

ただ一方で、今回の問題というのは、被害児童生徒に関する情報について、プライバシー保護という趣旨で、なるべく一般の方にその情報が触れないようにという趣旨で、やはりそれには一定の人数が必要であるといったことで、今回のような事案に至っているということでございます。

○大岩監査委員 わかりました。今の発言で言うと、最初の方の目的で言うと、2、3人の人数であれば足りたのではないかと、教育委員会の方でもそう判断されているというふうに理解いたしました。ありがとうございます。

それで、次なんですけれども、先ほど、ほかの委員からもありましたが、これは、なぜ、こういうことになってしまったのかという部分を解明しないとですね、教育委員会の方でも反省をされて、こういうことが二度と起こらないようにしなければいけないという発言を記者会見等でされているんだと思うので、そうならないように考えられていると思うんですが、何でこうなってしまったのかなというのが、我々も疑問でありますし、いろいろ記者の方も来ていらっしゃると思いますけれども、陳述人の方もいますけれども、その点がやっぱり重要なこと。なぜかわからないと、起こってしまった原因を追及して対策を打たないとですね、また同じようなことが起きてしまうんじゃないかなというふうに思っています。

「何でなんですか」という質問をこの監査委員会の中で重ねてさせていただいておりますし、前段、後段の質問等でさせていただいておりますが、回答としてはやっぱりよくわからなくて、皆さんの方でもよくわかっていないのか、それとも、わかっているけれども、それを出したくないので出していないのか、その辺も含めて、ちょっとよくわからないんですね。

ただ、この話の中で言うと、なぜそうなる、誰がどう決めたのかというのは、結構重要な話だと思いますので、先ほどほかの委員からもありました、決定にあたっては、横浜市役所ですので、起案をして決裁をとられているんだと思うんですけれども、説明がちょっと難しいということであれば、どういう経緯で決めたのかというのはそのペーパーに落ちているんだと思いますので、起案書には見た人の判子とかもつかれていると思うので、あまり見

ないで押したという人もいられるかもしれませんが、やっぱり基礎的な資料として、それは少なくともいただかないと判断が難しいかなというふうに考えているんですけども、それは、まず、あるのかないのか、あつて出さない、その辺はどうなんでしょうかね。

○村上陳述人 動員の要請自体は、方面事務所から行われており、それに関する、いわゆる決裁ということは行われてございます。ただ、委員のおっしゃりたいことは、そもそもというところだと思いますけれども、そこについては、我々自身も現在、職員のヒアリングを受け、その事実関係の整理をしているところでございます。そこは、もともと被害児童生徒のプライバシー保護という、その一点はあるんですけども、ただ、そこに、なぜ動員につながったのかという、その経過そのものについては、まさに今、調査中という状況でございます。詳細な調査を今、させていただいてございますので、その結果、状況についてはまた御報告をさせていただくということになろうかと思っております。

○大岩監査委員 そうすると、8月の頭に一定の結論を出さなきゃいけないことになっているんですが、それまでにはそれは出てこないという理解でよろしいですか。

○村上陳述人 いや、それに間に合うように、今……

○大岩監査委員 間に合うというのは、いつですか。

○村上陳述人 ちょっと明確な日にちは現在、本日まで申し上げませんが、いずれにしても、その決定期限を踏まえて検証の方を進めていただいておりますし、私どもとしても、ぜひ、その結果について教育委員会として御報告させていただきたいと思っております。

○大岩監査委員 ですから、それが7月の、例えば、末より1週間前に出てくるのか、それとも7月の末ぎりぎり30日とか31日に出てくるのか、僕らの感覚としては、まとめたのでいって8月に出てくるのかなと思っているんですけども、その点が非常に重要なんですね。その辺は教育委員会の中でどうするべきかって議論していないんですか。

○村上陳述人 いや、ですから、8月2日の直前とか、そんなことは我々としても、それはさすがに監査に支障が出るだろうと思っておりますので、猶予を持って御報告できるように、今進めているところでございます。

○大岩監査委員 前回、同じ趣旨のことを言って、1週間前だったか、もう少し前だったかわかりませんが、お願いをしていますよね。それで今回全く出てこないというのは、何でなんですか。

○村上陳述人 日にちがですか。

○大岩監査委員 一気に出す方法もありますし、これとこれは先に出しますって、いろんな方法があったと思うんですけども、全く出すつもりがないというふうに半分以上捉えておりますけれども、どうなんですかね、これは。

○村上陳述人 御報告させていただくつもりでございます。

○大岩監査委員 はい。それで、あと、今後はもうしないという趣旨で記者会見とかで答えられているんだと思うんですけども、現時点で、報告書は7月にまとめて、おそらく、8月に出すかもしれないんですけども、教育委員会として、もうしないという発言を、いつ

の時点かわかりませんが、されたということなのですが、どう捉えていて、改善案をどのようにしようというふうに、現時点でどういうふうに話し合われているのか。現時点の報告をしていただけますでしょうか。

○村上陳述人 行なっていたことは、いきすぎということで、直ちにやめるべきということで、現在の局長に御報告さしあげた時点で、その御判断がございました。そのことを関係部署に周知をしたといったことを、今委員がおっしゃったことがそのことだと思います。いずれにしても、改善という視点におきましては、今回起こったことの背景・詳細については、現在調査中ではございますけれども、当然、ガバナンスの問題として課題があるという認識は総論として持っていて、そこのところをどういうふうに、各論において、具体的にそのところをどういうふうに論点を整理し、詰めていくのかということ、また御検証いただいた内容を踏まえながら、具体的なことを考えていくというのが、今の段階だと思っています。

○大岩監査委員 その辺の課題を含めて、現時点では、要求した資料等を含めて、お出しすることはできない、ということで理解しましたので。ありがとうございます。

○高品監査委員 いいですか。

○酒井代表監査委員 どうぞ。

○高品監査委員 あともう一つですが、5月24日に教育委員会の臨時会が開催されていますね。そこで、傍聴の制約をしたのは被害者の情報が拡散されるのを防ぐためだったという回答が得られているんですが、教育委員会は6人の合議制で決めるんですが、委員から「あってはならない判断だ」と批判があったという話で、この委員会は幹部だけで話をどんどん進めちゃっているんですか、委員に相談なく。そしたら、組織の体を成していないですよ、これ。

○村上陳述人 この対応について、教育委員に御説明をしたという経過は確認されてございません。

○高品監査委員 事後報告じゃ、委員だって納得しないんじゃないですかね。

○村上陳述人 こういった事案があったということを御報告させていただいたというところではございまして、あらかじめ、こういった対応を、傍聴をしますよということをお諮りしたという経過はございません。教育委員会には、もともと教育委員会に諮るべき事項が関係規則で定まっているのと、あと、報告事項ということで、教育に関する一般的な事案について御報告する場面がございます。この事案については、教育委員会事務局職員の対応ではございますけれども、教育委員会にこういった対応——傍聴するというそういったことを御説明するということでは、一義的にはないというふうに判断していたということだと思います。

○酒井代表監査委員 よろしいでしょうか。

○高品監査委員 はい。

○酒井代表監査委員 それでは、私の方からは、今回は出張旅費に対する問題がメインだっ

たんですが、今回は、それに給与の支給の問題があるということが加わっていると思います。これは費用の発生の仕組みが若干違うんですけども、回答なさる場合には、それぞれについて、どのようにお考えになっているのかということについて、明確に説明していただきたいというふうに感じております。

ほかがないようでしたら、以上で関係職員の陳述の聴取は終了いたします。

また、今後、監査を行う上で必要な事項について、関係職員に対し書面の提出等をお願いすることがありますので、そのときは可及的速やかに返答をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次に、請求人の意見表明ということで、最初に申し上げましたとおり、請求人は、ただいまの関係職員の陳述の内容について、5分以内で意見を表明することができます。最後に意見表明を希望なさいますか。

○請求人 はい、お願いします。

○酒井代表監査委員 それでは、その場で意見表明をお願いいたします。なお、質問することはできません。

○請求人 はい。先ほどとても大事なことを言い忘れたので、それを先に言いますけれども、こういう悪事を職員に指示したということは、職員から見たらとんでもないことなんですよ。職員の中には、何で私は公務員になったのにこんなことをしなきゃいけないんだと思った人がたくさんいると思います。そう思いませんか。ですから、これはとんでもないことをやっているんだという認識を、前からずっと言っていますけど、してほしいんですね。

今の部長の話を知ると、全く反省がないんですよ。これで次のステップに行けますか。検証チームが何だかんだやったって、次のステップに絶対行けないですよ。ですから、過ちを認めて、きちんと反省して、何をしなければいけないか、今後、教育委員、特に事務局ですね、どういう体制にして仕事をしなきゃいけないかというのを、改めて考えてほしいなと思います。私の要望はそれだけです。

○酒井代表監査委員 それでは、これをもちまして住民監査請求に係る陳述の聴取を終了いたします。皆様、お疲れさまでした。

請求人、関係職員、傍聴人、報道機関及び記録者の皆様は、御退室願います。

監査委員の方は、しばらくここでお待ちください。

(請求人・関係職員・傍聴者・報道機関・記録者退室)

午前 11 時 52 分閉会